

第百二十六回国会
衆議院

農林水産委員会議録第十五号

平成五年五月十八日(火曜日)
午前十時四十分開議

出席委員

委員長 平沼 赳夫君

理事 金子徳之介君 理事 萩山 教蔵君

理事 御法川英文君 理事 篠瀬 進君

理事 柳沢 伯夫君 理事 佐々木秀典君

理事 前島 秀行君 理事 宮地 正介君

理事 岩村卯一郎君 理事 内海 英男君

理事 大原 一三君 理事 久間 章生君

理事 坂本 剛二君 理事 鈴木 俊一君

理事 中谷 元君 理事 鳩山由紀夫君

理事 星野 行男君 理事 三ツ林弥太郎君

理事 宮里 松正君 理事 有川 清次君

理事 石橋 大吉君 理事 遠藤 登君

理事 志賀 一夫君 理事 田中 恒利君

理事 辻 一彦君 理事 野坂 浩賢君

理事 鉢呂 吉雄君 理事 山口 鶴男君

理事 藤原 房雄君 理事 藤田 スミ君

理事 小平 忠正君

出席国務大臣

農林水産大臣 田名部匡省君

出席政府委員

農林水産大臣官房長 上野 博史君

農林水産省構造改善局長 入澤 肇君

農林水産省農蚕園芸局長 高橋 政行君

林野庁長官 馬場久萬男君

委員外の出席者

大蔵省主計局主計官 寺澤 辰彦君

通商産業省機械情報産業局産業機械課長 安達 俊雄君

第一類第八号

農林水産委員会議録第十五号

平成五年五月十八日

運輸省自動車交通局長 樋口 忠夫君
技術企画課長
自治省財政局交付税課長 田村 政志君
農林水産委員会調査室長 黒木 敏郎君

委員の異動
五月十八日

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

補欠選任 坂本 剛二君

同日 松岡 利勝君

三郎外七名(第三三二号)
鯨類の合理的利用等に関する陳情書外一件(長崎県南松浦郡有川町有川郷七二〇の一有川町議
会内岩本弥三外一名)(第三三三二号)
中山間地域対策の推進に関する陳情書(神戸市
中央区下山手通五の一〇の一兵庫県議会内尾崎
光雄)(第三三四号)
農業分野における先端技術開発の促進に関する
陳情書(宇都宮市堀田一の一〇二〇栃木県議会
内増淵賢一)(第三三五号)
は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件
農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に
関する法律案(内閣提出第二四号)
農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内
閣提出第二五号)
特定農山村地域における農林業等の活性化のた
めの基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出
第六四号)

○平沼委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、農業経営基盤の強化のための関係法
律の整備に関する法律案、農業機械化促進法の一
部を改正する法律案及び特定農山村地域におけ
る農林業等の活性化のための基盤整備の促進に
関する法律案の各案を一括して議題といたします。
この際、お諮りいたします。
ただいま議題とした各案の審査のため、去る
十四日、十五日の二日間、静岡県に委員を
派遣いたしました。派遣委員からの報告書は、
本日の会議録に参照掲載したいと存じます
が、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平沼委員長 御異議なしと認めます。よって、
そのとおり決しました。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○平沼委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。藤原房雄君。
○藤原委員 農業経営基盤強化のための関係法律
の整備に関する法律案と特定農山村地域におけ
る農林業等活性化のための基盤整備に関する法律
案、農業機械化促進法の一部を改正する法律案、
この三案につきまして若干の質問をいたします。
前回もこれらに関する問題については何点か質
問させていただきました。また、同僚委員からも
各般にわたります質疑がございました。さらにま
た参考人の御意見も聞き、そしてまた過日は静岡
県に現地視察、このようにさせていただいたわけ
であります。

最初にお尋ねしておきたいことは、前回も申し
上げたのですが、昭和三十六年に農業基本
法ができて、この農業基本法をもとにしまし
ての施策というものがつきまして、その後いろ
ろな法案、そしてまた国の農業のあり方という
は、その基本法にのっとって始まったわけであ
ります。

他産業並み、また効率主義、いろいろなことも
言われておりますけれども、時代の大きな変化の
中にありまして、他産業並みの農業の発展、一生
懸命努力をしたとはいえないながら、他産業と同じ進
展というのはいかなるがままに進んでいます。だ
んだん格差ができ、また生産過剰の状態に陥り、ま
だ輸入問題、いろいろな問題ができてきて、こ
んなに世の中が大きな変化を遂げますと、三十年前
につくりました農業にかかわります基本的な考え

方というものをやはり時代に即したものにしなければならぬ、こういうことが議論になりました。

私も、前大臣であります近藤大臣に、三十年たちましてこんな大きな社会の変動の中で、基本的な考え方の中にも問題として指摘しなければならぬこともあろうかと思いますが、やはり新しい時代に即した形での基本法といえますか、基本的な物の考え方というものをきちっと定めるべきではないかということをお願いして、これを農水省として発表する、それを受けてといえますか、その後、農政審議会に諮問をいたしまして、中間取りまとめということと去年発表になったわけでありました。

これは農業基本法そのものは生きておるわけでありまして、農業基本法と、新しく施策をいたしました時代に即した新政策というものの関連といえますか、どういう位置づけになるのかということをお尋ねしたいと思うのでありますけれども、実は今日の法律改正も、もちろん農地法を初めといたしましていろいろな手当てはしておりますし、法律改正のできない部分につきましては事業としていろいろな施策が行われてきておるわけでありまして、しかし、法治国家として基本法があり、そしてまた新しい新政策がつくられ、しかもそこでは農政審でいろいろな審議をして中間取りまとめとして新しい時代に即したものが発表になっておるといふ、これは閣議決定ということじゃない農林省としての発表、それを受けて農政審議会に諮問をして答申を受けた中間取りまとめ、こういうこととありますから、その農政審の法律の中の新しい考え方というのはいかなる位置になるのか、この辺、ひとつ明確にお答えいただきたいと思います。

○入澤政府委員 農業基本法が制定されてから、その基本的な精神を実現、具体化するためにいろいろな法律、制度ができてきたわけござい

ますが、一つまとめてやりましたのが、実は昭和四十五年に省内で、事務次官を長といたしまして構造政策の検討会議が設けられまして、構造政策の基本方針というのがまとめられました。

その方針に基づきまして、農地法の改正であるとかあるいは農業青年基金法の制定であるとか、各般の法律ができたわけでございますが、今回の新政策は、さらにこの農業構造政策基本方針、昭和四十五年の総合的な政策を今日の時点に立って見直しまして、そして、新しい政策体系を農業基本法の精神のもとでも整合性をとりながら実現していこうという位置づけでございます。

○藤原委員 構造政策、昭和四十五年ですが、四十五年といいますが、もう二十数年前になるわけでありまして、その後、そのときそのときの対応として改正がなされてきたことは存じておりますけれども、そういう一つの流れの中で、このたびの新政策というのは非常に大きな改革といえますか、構造改革を中心としてそれに伴います農業全般にわたる農村部の、食料、農業、農村と銘打ちますだけに広範な改革であるわけでありまして。

そういうことからして、皆総合的な整合性がございまして、全体としてのバランスをとらなければならぬということもございまして、今後、今までの法律体系のもとで、三十六年それから四十五年の構造政策、そしてまた途中のいろいろな経過もありますが、この新政策というものを柱として、これまで農政審議会につきましては米作を初めとします中心的な取り組みがございまして、けれども、畜産関係は今審議なさっているのだろと思いますが、畜産を初めとしてほかのものにつきましましては、こういうものが大体総合的にできますと、これはまた重要な日本農政の大きな将来を指さす大事な位置づけになるのではないかと。今後、この手順ですね、今までの法律体系の中で、これから新政策というものをどういうふうに行うに持っていくという形、全体系というものをとりまとめるとい

いますか、指針として、柱として進めていくのか、この辺はどうなのでしょう。

○入澤政府委員 今日時点での前回の総合的な基本方針を見直して新しい政策体系を仕組むということで議論したわけでございますが、その背景といたしまして、今まで説明しておりますように、日本の農業、ある意味では歴史上まれに見る豊饒な食生活を実現し、それから世界的にもまれに見る豊かな食生活を実現しているわけでございますが、そういう大きな光があればあるほど、また影の部分も強い。その影の部分としまして、新規参入者の減少であるとかあるいは中山間地域、都市近郊地域を中心としたしまして耕作放棄地がふえていくとか、そういう脆弱な部分も目立ってきたわけでございます。それらに対して、やはり農村、農業の復興運動を新しく実現すべきではないか、起すべきではないかということと今回の新政策が求められたということは、これまで説明してあるわけでございます。

この中では、構造政策を強化する今日的な時点におきまして、担い手を育成していくのだということのほか、価格政策、食糧制度、生産調整のあり方それから団体行政のあり方、農林省の組織のあり方等々につきましても、これから十分に状況を見ながら、よりよい方向で改革していくのだということが新政策の中でうたわれているわけでございます。

どれをどのようなスケジュールで実現していくかというの、今の段階ではっきりと申し上げるわけにいきませんけれども、よく情勢を分析しながら、まずこの構造二法を中心に、それから機械化を含めて新政策三法をスタートさせまして、さらにそれに食物流通局で出しているJAS法の改正等も含めましてスタートさせて、それから逐次状況を分析しながら、適宜適切に制度の改革あるいは具体的な予算の要求等を行っていくというふうに私どもは考えているわけでございます。

○藤原委員 基本法ができた後につきましても、基本法自体に対しましていろいろな議論が盛んであります。特に三十年代、高度成長の波に乗りまして、三十年代はまだ国内自給、お米すらも自給できない状況の中にあつたから、一生懸命増産体制というものをとられたわけでありまして、しかし、四十年代に入りましてから過剰時代を迎える、そういうことで非常に難しい農政のことが取りというのはいくらでもよく理解できるわけでありまして、いろいろ農業基本法で言われております中で、また農政全般にかかわることになるかもしれないが、地域性ということが非常に重視されなければならぬ。画一的な農業、南北三千キロにわたります日本列島、これは東西ならいざ知らず、南北でありますから、気候、風土また地域というものが非常に異なっておりますわけでありまして、こういう地域性を尊重して日本の農業というものを考えなければならぬ、こういう点の指摘というもののひとつとしてあつたと思うのであります。

今日までもいろいろな機会に、農水省の皆さん方、この地域性というものを重視するということには御発言になっていらっしゃることはよく存じておりますし、またそれを念頭に置きながら施策をいろいろ検討していることもわかるわけでありまして、地域の特産、地域の特性、こういう多様化の中にあつて、そういうものをどう見ていくかということ、事業とかいろいろなことの中で行われているのかもしれないが、このたびの法律の中で、地域をより重視するといえますか、そういうものを尊重する意味合いというものはどういう点に埋め込まれておるといふか、このたびの法律の中にどのように位置づけられておるといふか、この点についてちょっと伺いしておきたいと思ひます。

○入澤政府委員 御指摘のとおり日本農業は、特に北海道から沖縄まで地域によって事情がかなり違います。したがって、上からの押しつけで

あるとか、あるいは国が画一的な基本方針をつくらなければならないことはふさわしくありません。

今回の法律におきましては、その意味におきまして、国が基本方針を定めるところは、その法律上明記してあります。通常の法律であります、市町村が基本方針を定めるというものが立法のスタイルでございまして、今回の法律では、国が基本方針をつくるのではなくて都道府県が地域の特性に即して基本的な指標をつくる、さらにその基本的な指標に即して市町村が地域の現実に即して基本構想をつくるというふうになっておりまして、むしろボトムアップ方式と言った方がいいのかもしれないけれども、そのような構想のもとに今回の法案はつくり上げたものでございます。

○藤原委員 運用ということや、それから実態面ではそういう地域の特性を生かしてということがわかるわけでありまして、実際この法律の中におきまして、そういう明記といえますか、そういうことが明記されておるといことはまた非常に重要なことではないか、こんな考えを持つわけでございます。

今日までの農政のいろいろな事業とか見ますと、もちろんそういう点の配慮というものはなきやありませんし、あったらと思うんですが、しかし、時折生産過剰になりまして減反政策というように、生産抑制、こんなことになりまして、全国一律的な減反政策、割り当て政策を設けるとか、いろいろな事情があるのかもしれないけれども、実情、地方の特性というものもは余り生かされてない配分とか何か時々見受けられる。そういうことを考えますと、やはり法文上の明記などということも必要ではないかといううような感じもしてならないのでありますけれども、その辺はどうですか。

○入澤政府委員 各地域の実情を十分に反映するというところで、今回の法律では、具体的に農業経営改善計画認定基準となる基本的な基本構想を市

町村が作成してもらうわけでございますけれども、その場合には、地域の農業者の農業経営の実態調査をきちんと行うということ、それから、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体等の関係機関、団体から構成されます現在全国で市町村構造政策推進会議という組織を全市町村に設けておりますけれども、この組織を十分に踏まえまして、その地域の実情を反映した基本構想をつくるというふうに予算上の措置を講じているところでございます。

○藤原委員 次に、これは今までの法案の審議の中でも各委員から出されて、農業経営改善計画の認定制度創設、これはいろいろな立場からお話がありました。参考人の方々も、また現地に参りまして、新しい新政策のことや、それから今回のこの法律にまつります問題、特にこの新政策というのは数字を挙げて年間所得や将来の展望等もいろいろ明示されておるといこともありました。そういうこともあったと思うのですけれども、そしてまた、個々の対策というのはそのときそのときのいろいろな状況に応じて農林省も対応はしておるのですけれども、新政策というのは、そういう意味では総合的な政策としてぜひそれは実現してもらいたいと思いますか、好感を持って迎えられるのは事実だと思います。

私もいろいろな方々とお話をします。総論は賛成ということなんでしょうけれども、具体的な問題になりますと、これは先ほど申し上げた地域性とか、よって立つ基盤のところでの具体的な諸問題というのはどうしてもぶつかるわけでありまして、それを自分のところでどう解決するかということになる、もっと具体的なことを知りたい、またはどういうふうな持っているのか、こういうことになるわけで、そういうことからいたしまして、まだ不透明な面があって、ぜひそういうところも明確にひとつ農林省としても目を通して、政策をきめ細かにやっていただきたい、こういう声がどうも強いようであります。

そういう中で、認定制度というのも今日まで何

もしないで突然こういう制度が生まれ出てきたわけじゃないで、いろいろな制度があったわけでありまして、一九八八年に担い手確保農地保有合理化促進特別事業というように、担い手の方々に対してはいろいろな特別事業、合理化促進のための特別事業をやるんじゃないか。それから、一九九〇年には土地利用型大規模経営育成モデル事業、こういうことで、できるだけ大規模化する方向のための事業としては特別な事業として、モデル事業としていろいろなことをやろう。

それから、一九九一年には中山間地域の農地保有合理化促進特別事業、中山間地域についても農地の保有合理化の促進には特別事業をやるんじゃないかという、こういうことで認定農業者に焦点を絞った施策というのは、今日までもいろいろしてきているわけです。

そうした上に立て、このたびは農業経営改善計画の認定制度を創設する。これは今までのこのいろいろな施策と何も矛盾するということではないのですけれども、今まで個々にやってきたものをさらに総合的に深みのある、そしてまたより充実したものという、そしてまた、新政策が目指します一つの大きな目標に向かってのことだろうと思うのですが、この新しく創設された認定制度と、今までの個々の政策とどういう関係にあるのか、その辺のことについて。

○入澤政府委員 前回の農地三法の改正で、経営規模拡大計画につきまして認定制度を設けられたわけでございます。今回のこの構造立法、経営基盤強化促進法に基づく認定制度は、単に規模拡大だけでなく、地域複合を前提とし、個別農家が複合経営をやる、それによって農家所得をふやしていくということの一つのねらいとしております。

もう一つは、労働基準法は農業の世界には適用されていないのですけれども、農業が他産業と比べて遜色のない職業であるということを一般的に認識させるためには、労働条件の改善が必要でございます。特に給料制とか休日制とか基本的な労働

条件の改善は必要でございます、そういうふうな意味での経営条件の改善も含めて、全体として農業経営を改善しようということに拡大したわけでございます。単に規模の拡大だけじゃなくて、経営のあり方、労働条件のあり方、そういうものも含めて経営改善をして、担い手として農業をやっているという農家を認定しようとするものでございまして、それが前回の、単純に規模拡大だけの認定制度と違うところでございます。

○藤原委員 幅広くいろいろな施策をしようということだろうと思うのですが、今までもこういう制度があって、こういう事業があつて進められてきました。社会情勢のいろいろな変化もありまして、地域によつてはまたよきリーダーといえますか、リーダーによつてそういうのが集積された、そういう実績も確かに私どもも聞いておりますし、見ておりますが、総体的にいまして、この事業というのは今まではその割に大きな成果をおさめたとは、大きいといえますか、着実にと言えども、進んだとは思えない。今回のこの認定制度の創設によりまして、いろいろな支援措置の強化をするということ等も含めて、これは今までもやってきた経験の上にのつとて、さらに、よりこれらの施策が推進されるということでのこのたびのことだろうと思うのであります。

いずれにしても、新政策の中には個別経営体とか組織経営体、こういうものを育成していくということでありまして、このための施策。しかし、認定農家のまず認定ということに對しての問題と、それから、その認定のあった方々に対してどういう支援措置を講ずるかという支援のあり方と二つあるかと思ひますけれども、地域によつていろいろ異なるのだらうと思ひます。

北海道の農民の方々とお話をいたしますと、大規模な農家の方々が多いために、新農政や農林省で、本州で考えている現状とは大分違うわけ

であります。大多数がこの認定農家のような形で大規模化の方向に進んでいく。そういう地域では、その認定の条件に当てはまらぬというか、認定されるかされないか、そしてまた、それに漏れるような方々、漏れるといえますか、それはまたいろいろなお話し合いの中で、計画とか何かの中でいろいろ決めるわけですからあれですけれども、少数であるというか、大多数の方々がそれに乗って物事が進むということだといひですけれども、入る人と漏れる人が出てくるということになりますと、どうもそこには集落の中での違和感みたいなものが出てくるのじゃないかという危惧の声が聞かれるわけであります。

また、本州の方に参りますと、なかなか規模を拡大するというのも、市町村とか農業委員会とか集落の中心者の方々が相当リーダーシップを持って、皆さんとの話し合いの中からこういうものを進めていく、こういうことで、多くの方々がこの制度に乗るといふことは、少ないところはそれであまりいろいろな懸念が出てくる、こういうお話を聞くわけでありませうけれども、こういう集落の中にひびきを入らせるような、違和感を持たせるようなことになつては農村社会の崩壊ということになるので、これは相当慎重な進め方が必要ではないか、機械的に物事がいくということではない、こんな思いがするのですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○入澤政府委員 まさに御指摘のとおりでございます。この認定制度が村のコミュニティの破壊につながるのかあるいは和を欠くとか、そういうことであつてはならないわけでございます。この認定制度というのは、そうではなくて、そういういろいろな条件があるのですけれども、例えばオール兼業で担い手がいないような農家、兼業農家がたくさんあるようなところで担い手を育成していく。この間も現地視察で見ましたけれども、そのために意欲のある経営者に農地を集積させていくんだというふうなところが典型的な例でございます。

例えば、北海道のようにもう相当大規模になつていろいろな農業が行われているところにおきましても、作付計画の改善であるとか、生産方式の改善であるとか、あるいは先ほど申しましたような営農条件の改善につきまして、もう一歩発展させようというふうな計画がつくれると思うのです。そういうふうなことも含めて認定ということでございませうから、全部が全部競争して、他を排除して規模拡大するということをねらっているものではございませう。

ですから、そういうふうなことはないように、具体的に私どもとしましては、先ほど申しましたように、農業委員会、農業協同組合、土地改良区あるいは農用地利用改善団体、これらは各地域の農政を具体的に推進している機関、団体でございますが、こういう機関、団体から構成される市町村構造政策推進会議におきまして十分に地域の実情を反映した意見を取りまとめ、その取りまとめた結果を市町村の基本構想に反映するという手続を踏むように指導していく考えであります。

そして、認定する際には、地域の実情等を踏まえて作成した市町村の基本構想に照らして適切であつて、しかも当該農業経営改善計画の達成が確実であると認める場合に行うものでありまして、地域の実情を反映した認定が行われるように強力に指導してまいりたいというふうに考えております。

また、農業経営改善計画を農業者が作成する場合に、農業者の要請に応じまして、農業委員会及び農協が積極的に協力をするよう指導するということも十分に考えているわけでございます。

このように、農業経営改善計画の認定制度の運用に当たりましては、今御指摘のような心配がないように、地域の関係者に十分な理解と協力を得るよう十分に強力に指導してまいりたいと考えております。

○藤原委員 過日、参考人、五所川原からいらつた方、大規模に一生懸命御努力なさつておられるお話がございました。土地の集約というの

非常に大変だということの中で、上の方から、こういう決まりでこういうふうになつていっているぞというふうな言い方をされるとどうしても反発があり、そしてまた、自分の主張といひますか、なかなかそれに乗れない。そうではなくて、こういう形でどこでやっておるか、また、今度はこういう制度ができてこういうふうになるんだとか、そういう話し合いの中で、乗れるような形のものならばそれに乗りたいという人たちはやはりおるんだというお話がございました。

現場で苦労なさつた方のお話ですから非常に含蓄のある、私どもも考えなければならぬお話だと思つたのですけれども、それらのことについて、農水省からの通達でどうというわけにはいかない、あくまでもその中心者の方々の、リーダーの方の人柄とかいろいろなのが大事なところだと思ひます。少なくとも、今局長からお話がありましたように、これは自分の先祖伝来の農地をどうするかということであるわけでありまして、また、自分が老齢化して貸した方がいいという気持ちであつても、それがすつと出るような形で物事が進む、そういう条件といひますか、そういうものの中で話し合いが進み、少しでも集落の中にわかまりができるようなことではならぬだろうと思ひます。その点のきめの細かな配慮等について、今後ひとつ大いに御研究いただきたいし、また、地方農政局、都道府県、このお話し合いの中には、そういう点についてもぜひひとつ御配慮いただきたいものだと思います。

それから、認定農家に対しての今後の課税の特例とか資金の貸し付けとか研修等が盛り込まれておりますが、これも非常に重要なことでありますし、五所川原から参りました参考人の方も、土地の取得に当たりましては法的な制約とか資金繰りに大変御苦労なさつたようであります。金利体系も、今のような農林中金を初めとします諸制度があるわけでありませうけれども、今度はこれらについても貸し付けの十分な配慮をすることになつておるようでございますが、課税の特例とか資金の

貸し付け、特に資金問題について、農家の方として、借りたものは返さなければならぬと思ひますけれども、返すだけの生産性が上がるかどうかというところが、これからは一番難点になるんだらうと思ひます。

その点、低金利といひますか、ほとんど無利子に近い形でこれができるような、せつかく大きくしようという意欲に燃えているわけでありませうから、それをそぐことのないような対策をひとつ講じていただきたいと思ひますが、この辺どうですか。

○入澤政府委員 ただいま御指摘のとおり、認定を受けた農業者に対しては、今いろいろな支援措置を講じなければいけないと考えております。

まずは、資金の前に、利用権の設定等の促進を図るために、農業委員会は認定農業者の申し出の内容を勧誘いたしまして、農用地の利用関係の調整に努める。そして必要に応じて、農地の所有者に対する利用権の設定等の勧奨を行うとか、あるいは、市町村長に対して農用地利用集積計画作成の要請をします。それから、課税の特例といひまして、認定された計画に従ひ、新規就農または大幅な規模拡大を実現した場合には、五年間、農業用機械施設、大家畜等の割増し償却による所得税、法人税の軽減措置を講じます。

さらに、金融としましては、農林漁業金融公庫または沖繩振興開発金融公庫は、認定された計画に従つて行う農業経営改善が円滑に行われるよう、必要な資金の貸し付けに配慮しなければならぬという規定を置きまして、融資面でも配慮いたします。

さらに、国、地方公共団体、それから農業団体は、計画の作成、またはその達成のために必要な経営管理の合理化、あるいは農業従事の態様の改善のための研修の実施、経営の指導を担当する者の養成等の実施をすることによりまして、これらの施策を総合的に、一体的に講ずることによりましてバックアップしていきたいというふうに考えております。

○藤原委員 後継者問題についても、今度はいろいろな対策が講じられておりますので、もう時間もありませんから個々にお尋ねする時間もございませんが、何と云っても、集落または地域、地域に、農業の技術的な面についてもそれ相当の実力を持つこととともに、みんなから尊敬される指導者といひますか、そういう方は昔から農村にはいたと思うのです。現在もいなくなったということでは決してないとは思いますが、どちらかといううと、都市への流出が非常に多かったということ等の中で、それからまた、非常に大規模化になったり、経営が多岐にわたるといふこと等の中で、だんだん昔のようなコンセンサスといひますか、話し合いの場といふのは少なくなってきたということも一つは言えるのではないかと思います。

これは政策的にも、やはりいい方、そしてまた地域のリーダーとして立っていくような人たちがぜひ残るような政策といひますか、お考えといひのは必要ではないかと思ふのであります。これは何も大学を出たかどうかということではないのですけれども、やはり最近、農学部でも、卒業をすれば農業をやるといふ方については推薦入学のようなことで何人かの枠を設けてやっている大学もあるようであります。農業大学校とか、それから農協の研修とか、いろいろな形で、農業の実習はもちろんのこと、人間としてのあり方等についてのいろいろな教育の場といふのはもちろんあります。

前に岩手大学の石川先生に聞いたことがありますが、けれども、総合大学ですと、自分のお友達が工学部だった教育学部だったり、いろいろな学部の方々がいて、そういう方々とお友達になる。何かあったときにそこに相談するとか、それだけ自分の視野が広がる。ですから、四年間の大学の期間といふのは、勉強もさることながら人間関係といふのは非常に大事だといふようなことをおっしゃったのが記憶にあるんです。自治医科大学、お医者さんになる方については市町村でああいう自治医科大学をつくって地方に行くということが

ありますが、そこまでのことはできるわけはありませんけれども、それに準じた、政策的にも地域、地域の中心者が育っていく、そしてまた、いらつしやる。これは現在、農協やいろいろな組織の中にありまして、それぞれポジション、ポジションに有能な方々が活躍しているのはよく存じておりますけれども、最近そういう方々がだんだん老齢化してある、その後はどうなるのか、いろいろなことも危惧されておるわけでありまして、これは長期的な視野で見なければならぬことかもしれないけれども、そういうこと等につきましても、これから農業をやるという方に対して、いろいろなことへのバックアップをしましう、そしてまた、その方が立派な人として、地域のリーダーとして成長していくためには何が必要なのかという、そのためには何をしなければならぬかといふ、こういうこともひとつまたお考えいただきたいものだと思うのですが、いかがでしょう。

○入澤政府委員 まさに御指摘のとおりでございます。まして、私は、前から答弁してはいますけれども、農政はやはり運動論の範疇に属するのじゃないかといふふうにご考へております。やはり地域、地域で目標を掲げてリーダーが関係農家を引っ張っていくということが必要不可欠でございまして、その意味におきまして、リーダーの養成は必要でございまして。

今回の法案におきましても、農地保有合理化法人が中間的に保有する農用地等を使いまして研修をするといふことを、改めて農地保有合理化事業の中に位置づけましたけれども、このような事業を強力にやりますけれども、現在各地で地域リーダーの育成が行われております。それらの事業を、国としても基本的にバックアップしていきたいと考えております。

先般の現地調査におきましても、二十一世紀村づくり塾の支部のリーダーの方々の話がございまして、あの人たちに御協力を願ひまして、地域で担い手

を広範に育成していくことを考えております。すし、また、全国農業会議所では経営者協議会といふところでもかなりいろいろな話し合い、研修あるいは研究成果の交換などが行われております。そういう中から、リーダーを着実に養成して、育成していくことが必要じゃないかと思つておりまして、そういう実態を、私もとしましては、政策的に強力にバックアップしていきたいといふふうにご考へております。

○藤原委員 次は生産法人のことですが、もう時間もあるから端的に申し上げますが、今回、生産法人のことににつきましては、議決権や何かでいろいろな縛りをつけておることはよく存じておりますけれども、確かに多様な人材を経営とか技術的なこととか、そういうことからいいますと、生産法人のような形というものは必要なことだと思ひます。また地域によりまして、大面積になりまして、現在そういう形で努力なさっている方々もあるわけで、私も現地を實際見ましたこともございまして。しかし、一番危惧されます会社に移行するやうな形、これは世の中がどういふふうになるのかといふことももちろんあるのですけれども、しかし、現時点ではやはりそういうことがあつてはならないといふことで、当て馬を設けております。

しかし、どうも農林省の書いたものを見ますと、これからいろいろ世の中が変わるので、どうなるかわからないからちょっと間口をあけておきたいみたいな感じがしてならないのですけれども、これはやはりきちっとしておかないと、どうもそういう危惧が心から去らない一面もあるのですが、この生産法人と会社との関係のことについて、ひとつお伺ひしておきたいと思ひます。

○入澤政府委員 現在、農業生産法人が各地にあるのですが、大体三千八百ぐらいございまして、ふえていないわけでありまして。いろいろな要因を分析してみますと、事業範囲の制約があるとかあるいは資金不足であるとか、中小企業に比べましても財務比率が各項目に

とに悪いとか、いろいろなことがありまして、農業生産法人の見直しといふことをやるべきじゃないかといふことが、新政策の検討過程でも学識経験者等によって指摘されたわけでございまして。

今回、農業生産法人の要件を若干緩和することにしたのでございまして、基本的な考え方は、まず農地法を改正しまして、農地取得を株式会社に行わせることはしない、それから農地生産法人に株式会社形態をとらせることはいらないということにしたわけでございまして。農業生産法人の要件改正の基本的な考え方は、この農業生産法人の基本的な性格、これは農地法の耕作者主義という理念の制約を受けているわけでございまして、その制約を考慮いたしまして、事業については、農業と一次的な関連を持って、農業生産の安定、発展に役立つような事業、例えば具体的には、今までは自分の生産法人で生産された原料のみしか利用できなかったのですが、これからは、ほかで生産されたものも含めて農畜産物の加工、貯蔵、運搬、販売等が行えるようにするといふこと、そのように事業範囲を拡大するといふこと、さらに、構成員につきましましては、農業生産法人の経営の安定、発展に積極的に寄与すると考えられる人々を、具体的に限定を加えながら加えるということにしております。

具体的には政令で定めるのですけれども、法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を受ける者につきましましては、法人の事業に係る物資の供給または役務の提供を継続的に受ける個人に限定する。それから、法人の事業の円滑化に寄与する者については、法人の事業に係る特許の供与、新商品または新技術の開発及び提供等の契約を締結している者に限定して定めるといふ予定でございまして、このような改正を行ひましても、参入する企業といふのは、農業生産法人の事業に係る特許の供与、新商品または新技術の開発及び提供等の契約を締結している者であるといふ、まさに法人の事業の円滑化に寄与する者に限定されます。それからまた、企業の有する議決権につきまし

でも、四分の一以下であり、かつ、これも大変議論したところで加えたのでございますが、一企業で有する議決権は十分の一以下に規制する。しかも大事なことは、具体的に農業生産法人の運営について他からの支配があつてはいけないということと、業務執行役員の過半が農作業に主として従事するという業務執行役員要件は改正しなかつたわけでございます。

このほか、許可時あるいは許可をしてからの事業の運営状況、さらに解散時につきまして諸般の措置を講じておりました、私は、今回の農業生産法人の要件の緩和に当たりまして、企業参入の歯どめは十分になされておるのじゃないかというふうに考えております。

○藤原委員 これから大規模化それから効率化、地域の実情に即してこういうことが進んでいくのだらうと思うのですが、北海道などはそういう点では先駆的な役割を担つておる。こういうきょうは運輸省の方に来ていただいておりますが、いろいろなことの中の一つとして、運輸省にちよつとお伺いしておきたいと思つたのです。

農業用トラクターの車検が、年間の稼働というのは普通の乗用車とは比べ物にならないほど少ないわけでもありますが、最近はまだ性能もよくなつておるといふことからしまして、車検の有効期間というものを延長して当然ではないか、こういうことは今日までも延べられておつたのですが、これは運輸省としてはぜひひとつ御検討いただきたいと思つたのですが、いかがでしょう。

○樋口説明員 お答え申し上げます。

御指摘の農耕用トラクターのうち大型のものにつきましては、交通安全の確保の観点から検査が義務づけられておるところでございます。一方、ただいま御指摘のございましたように、農家の経費の低減の観点から、従来から当該車両の検査の廃止あるいは有効期間の延長、こういった点につきましては、当委員会においても御指摘を受けているところでありますが、現在の厳しい交通事故の

状況のもとでは、農耕用トラクターについても、公道を走る限りにおいては検査は必要であるというふうに考えております。

なお、現在運輸技術審議会におきまして、自動車検査及び点検整備の見直しが進められております。この中で、御指摘の点も含め検討が行われている、こういった状況でございます。

○藤原委員 この運輸技術審議会、一年近くやっているようでありまして間もなく結論が出るのだらうと思つておりますが、これだけ機械も高度化といふますか、よくなつてはいる現状もあり、いろいろなことを精査なさいます、農業経営の安定のために各般の問題を解決しなければならぬことの一つの問題として、常々当委員会でも問題になつておるのですけれども、ぜひひとつ御検討いただきたい、このように要望しておきます。

それから通産省でございますが、最近、離農をなさつた方々の農機具というところもあるのですが、新製品よりも中古の農機具を買つて生かしているという方々が非常に多いようでもあります。一つは、モデルチェンジが今までのようなスピードで、まあ自動車ではやがダウンしたように言われておりますが、そのせいもありまして、部品の確保というところで、新製品はもちろんのこと、中古品を使おうということになりますと、部品の果たしてどうなるかということが一つの大きな問題になるわけです。

この部品の確保につきまして、法的な制約はないのかもしれませんけれども、やはり現状に即した形で、耐用年数が、部品といへば最近ではだんだん製品がよくなつて長もちするといふことがよく言われておりますが、そういうこと等からしまして、やはり企業として、メーカーとして部品を保持する年数というものを考慮すべきじゃないか、こういうこともよく聞くのであります。これ、当委員会におきましても時々お話になることですが、いかがでしょう。

○安達説明員 お答え申し上げます。

農業機械用補修部品の円滑な供給の確保につき

ましては、当省といたしましても、農業者の機械利用の利便上極めて重要な課題であると認識しております。そして、そうした認識のもとで、昭和五十年以来、メーカーに対して指導を行つてきておるところでございます。

つい数年前でございますけれども、平成二年には、例えばトラクターにつきましては、従前の十年から十二年にこの期限を延長するといった形で、全体的に二年の延長を図るというような対応も図つたところでございまして、今後とも、先生御指摘のような事情も踏まえつつ、円滑な補修部品の供給の確保という点について十分配慮してまいりたいと考えております。

○藤原委員 ありがとうございます。通産省と運輸省の方、結構です。

それから、去年、私も農林水産委員会北海道へ視察に参りましたときに、ラジコンのヘリコプターで農業散布するのを見させていただきました。たが、そのときに若い人たちが一生懸命やっていたわけでありまして、ラジコンヘリコプターということになりますと、免許とかいろいろなことについては郵政省のようですが、郵政省は郵政省として、これはぜひ農林省として、私が宮城県に行つたときにもやっておる方がいらつした。若い人たちが、非常に意欲を持ってやろうという方々がいらつしたやうで、大面積のところについては相当普及しているやうです。それから、有人のヘリコプターですとどうしても高いところからやるものですから、広い範囲に農業が散布されて、最近混住化の社会の中では非常に危険する声が上がつて、やはりラジコンなどでやつた方がいいのではないかと、こういうこと等も言われておるわけです。何せ機体が高いということや、免許を取るのに相当お金がかかり、時間がかかる、こういうこと等もございまして、農林省としても、このことに対するセクションを設けて、いろいろ御検討なさつておるやうであります。

そのラジコンのところでお話がありましたことは、免許のこととか、これは郵政省のことかもし

れませんが、ぜひそういう若い人たちが意欲を持ってやろうということに対して助成措置をひとつお考えいただきたいということや、それから事故保険の制度、いろいろな事故が想定されると思うのでありますけれども、こういう制度がないと、万が一のときには大変だということもございまして、これもぜひひとつ御検討いただきたいと思います。大規模化を進めるといふ中にありまして、ぜひやっていたかなければならぬことだらうと思ふのであります。

このラジコンのヘリコプターの問題について、農林省としても、今後の普及とか、それからまた積極的な助成措置とか、ぜひひとつ御検討いただきたいと思つたのですが、いかがでしょう。

○高橋(政)政府委員 ただいまお話のありました農業用の無人ヘリコプターでございますけれども、これは平成三年から、農林水産省としても実用化するというところで指導方針を定めまして、その適正利用の促進を図つておるところでございます。

今お話がございましたように、ラジコンのヘリコプターでございますけれども、なかなか小規模の面積で利用が容易であるとかきめの細かい作業ができるとか、あるいは農業の飛散が少なくないといったような利点がございまして、我々も有人ヘリコプターによる防除が適さないような地域あるいは中山間地域であるとか、あるいはそのほか一貫作業体系というところで、播種から防除に至るまでの利用を今後期待をしているところでございます。

今、いろいろこういった人たちの養成であるとか、今後どんなふうなことを考えているかということでございますが、一つまず利用といたしましては、今までもすれば防除だけというふうな使い方をしておつたわけでございますが、防除に限らず播種あるいは施肥、そういったものにも有効利用できないかというふうなことで、今助成事業でその辺の検討をしておりますし、また、特にオペレーターの養成、特に若い人が、若干遊

び心というようなものもくすぐりながらこのラジコンに取り組めるというようなこともございまして、人気がございまして、こういった人々たちをオペレーターとして養成していく必要があるということ、研修会を開催するというようなこと、これも助成をして行っていること、現在も大体千七百人ぐらいの人が、そんなことで養成をされてきているとございまして。

それから、機体そのものにつきましても農林水産省でいろいろな助成事業があるわけでもございまして、そういった助成事業のメニューをいたしまして十分導入するというようなことも、現在可能になってきております。

我々といましては、今先生からお話がありました点も含めまして、今後ともこの無人ヘリコプターの導入の円滑化ということについて、心していきたく思っております。

○藤原委員 時間もありませんので最後になりますが、今のお話に、ラジコンヘリコプターで散布できる農薬の種類というのが決められておられるので、いろいろな理由があるのだからと思っておりますが、今後大規模化していくということ、そしてまた技術の向上やまた機器の向上とか、いろいろなこと等も合わせまして、この農薬の種類等につきましても、余り危険を伴わないもの等につきましてはぜひ見直しをしていく、このことも一つ要望させていただきたいと思っております。

最後になりますが、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、このことについていろいろお尋ねしたかったので、時間もありません。

ただ一つ、財政上及び金融上の援助というものにつきまして、これはどうしても必要なことだらうと思っております。私も、できればデカップリングという形で山村というものの守り手といえますか、担い手というものを確保する必要があるだろう。しかし、今すぐできないとしても、何らかの統計的な、そしてまた実態的な集積の上に立ちまして、その必要性というものをだんだん、必

要性といえますか、どういう形でするかということの方角づけるといいますか、そういう作業というのはこれからぜひ続けていっていただきたいと、やはり山村地域というのは守り手がどんどん少なくなっていくのは目に見えておられると思うのです。やはり特定な地域につきましては、そういう形で守ること以外にはないのではないかと、それともう一つは、個人の所得ということ、現在できることとしては、財政上それから金融上の問題でありますけれども、これは自治省とか国土庁とかそれぞれの省庁での共管としまして、豪雪地帯になっていくと、それからまた過疎地域の指定を受けているとか、そういうそれぞれの省庁でのごさいますけれども、全体としまして地域の農業振興という上からいたしまして、農林省としてこの地域に対する財政上、金融上の施策に對しまして、今度法案が出て各省庁との連携の上で立ちまして推進しようということであり

ますが、特段の財政支援というものをお願い申し上げたい。それと、今後のためのいろいろな対策をひとつお考えをいただきたい。

このことを、最後に農林大臣、ひとつ御決意のほどをお聞きしまして終わりたいと思っております。

○田名部国務大臣 委員の今までの御議論を伺っておいて、私も、何とか今よりいい方向で農業というものをやっていくためには、一定の所得があることは必要であります、そのためにいろいろ考えておるわけでありまして。

特に、この特定農山村地域の活性化、これは金融、財政、今お話しになったとおりであります。これは新規でありますけれども、それから経営強化の特別支援事業、これも新規の施策であります。また、地域食品産業高度化総合推進事業や中山間地域の活性化資金等を活用した地域食品といえますか、その高付加価値化、販路の開拓、あるいは、これも新規でありますけれども、特定農山村利用管理等促進事業、こういうものを通じ

て、何といつてもやはり仕事の量といえますか、

農業だけではなくて中山間地でありまして林業等もあります、そういう事業を積極的に起こしていくということの中で、全体として農家の所得の向上を図る。

あるいは、先ほど来地域の事情、こういうことを申し上げておりましたが、そういうことをよく相談をしていただいて、そうして基盤整備を進めていきたいと思います。そのための採択基準の緩和あるいは補助率の引き上げ、そういうこともいたすことにしておりますし、先般閣議で決定されました第四次土地改良長期計画、これも中山間地域における、十年間で全体量が大体四十一兆円でありまされども、中山間地域の事業量のシェアを試算すると大体四五％、四十一兆円のうちの四五％程度、そうしたことをやはり積極的にやっていくかなければならぬ。

それから、今ラジコンの話がありました、そういう地域で効率的にそういうものも使いながら労働の軽減を図る、労働時間を短縮するということ、何とか所得においても労働時間においても、やれる体制というものを整備してあげたい。また、次の世代の若い人たちが本意に意欲を持ってやれるということのために、私も全力を尽くしてこれに取り組んでいきたい、こう考えております。

○藤原委員 終わります。

○平沼委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 御案内のように、国会が審議をしますためには定足数があります。本会議は三分の一、委員会の定足数は二分の一であります。

私は農林水産委員会にお邪魔いたしましてから委員会の様子を拝見しているわけでもございまして、きょうは自民党さんの席も半数以上おられるようでありまして、かすかすおられるようでもございまして、今まで見ていますと、どうも自民党さんの方の席は大変少数、これに対して野党側の皆さん方は、熱心にはほとんど出席しておられる。それから、傍聴席には主権者である国民の皆さん方が熱心に傍聴しておいでになる。与党席の方が寂

しいというのではやはりまずいのではないかと私は思います。きょうはやや合格ではないかと思えますが、このような状態を今後ともきつと続けるように、委員長にまずお願いしておきたいと思っておりますが、いかがですか。

○平沼委員長 承りました。

○山口(鶴)委員 承っただけではなく実行してください。

次に、農業経営基盤強化法案、特定農山村地域活性化法案、この二つを主としてお尋ねしたいと思います。

この法律を出しになった目的は一体何でしょう。提案理由の説明を拝見しましたら、農政審議会の答申がある、その具体化のためにこの法律を出したというようなことが書かれてございまして。それでは、一番もとになります「新しい食料・農業・農村政策の方向」、この答申を拝見しますと、自給率が低下している、農業就業人口が減少している、耕作放棄地が非常に増大している、兼業化、高齢化等が進んでいる、世界の状況を見れば長期的な食糧需給は逼迫基調で推移するだろうと認識もしている。そういう中で、「国内農業生産を維持・拡大し、食料自給率の低下傾向に歯止めをかけていく」、これが重要だと述べているわけですね。

とすれば、今度のこの法律もそういった農政審議会の答申の方向を踏まえて、これを具体化するために法律を提案をせられたと理解してよろしいでしょうか。大臣、どうですか。

○田名部国務大臣 今委員お話しになりましたようなことが大体の骨子でございまして。

我が国の農業は、農業基本法制定後いろいろなことをやってきました。やってまいりましたが、大変多様化しつつ増大する食糧需要に対応した生産の選択的拡大や、畜産、施設園芸を中心とした生産の向上は実現してきたわけでありまされども、農家の所得は他産業に比して大分差がある。あるいは一方では、農外所得を含めた農家の総所得は勤労者世帯を上回るということになって

まいりまして、全般的に申し上げますと、基本法の果たしてきた役割は大きいと考えておりますが、

他方、いろいろな経済の高度成長を背景にして、今委員お話しのように、農地の価格が上昇したことによって、土地利用型の部分において非常に経営が停滞をした、規模拡大がでないということが一つあります。労働時間、所得の不均衡あるいは東京一極集中などによる中山間地域を中心とした過疎化や高齢化の進行あるいは担い手が減少しておるといふことでございまして、そのため、この法律を何とか今の時代に合う、そうした視点に立って明確化していこうということで、実は提案を申し上げておるといふことであります。

○山口(鶴)委員 お話のありましたように、農業基本法、昭和三十六年だったと思いますが、私が国会に出ました直後に審議がありまして成立をしたことを、私もよく記憶をいたしております。

ところが、せっかく農業基本法はできたが農業基本法が指示する方向がなかなか現実のものにならなかった。そういうことで、ここに内海さんもおられるのですが、内海さんが農林水産委員長当時、当時の農林水産委員会、食糧自給力強化に関する決議をされた。私は、当時議連の理事をやっておりますのでよく覚えております。

ただ、このとき農林水産委員会では十分御議論があったので、また委員長の御努力もあって、また野党の協力もあってまとまったのだらうと思うのですが、これが本会議にかかるということになりまして、一つ騒動が起きた。御案内のように、国会の本会議をする場合は、自民党は党内手続が必要ですね、総務会をクリアしなければいけません。ところが、当時総務会で、どういふわけか農林水産大臣経験者の方二人が非常に反対したのです。そうして、あそこが額がかかっておりますが、亀岡高夫さんが当時の議院運営委員会の委員長であった。亀岡さんが内海さんを助けて非常に御努力をされた。そうしてやっと総務会をクリアして、相当本会議をおくらせたのですけれども、本会議が無事にできた、こういう経過が

あります。

私は、このことは鮮明によく覚えております。この決議は非常に重要だと私は思うのです。海外からの農畜産物の輸入増加に伴い、食糧自給率は年ごとに低下している、国民食糧の先行きは極めて不安定だということを書頭うたいまして、「先進諸国に比べ低位にあるわが国の食糧自給力の向上を図り、国民食糧を安定的に供給することは、特に国政上の基本的かつ緊急の課題である。」ということを書つた上で、「よつて政府は、「食糧自給力の強化を図り、わが国農業・漁業の発展と生産力の増強に万全の施策を講ずるべきである。」とつたわけですね。

御案内のように、国会決議は国会の九割以上の方が賛成しませんでしたと成立をいたしません。法律は過半数で成立をいたしますが、国会決議は全会一致、ぎりぎりであつても九割以上の方が賛成しなければ成立をしない。したがって、政治的には法律よりは国会決議の方が重たい、これが私は国会の常識だと思つております。例の非核三原則の決議、これも国会決議ですから、今国会として国民全体が尊重している。そういうことを考えますと、この決議を守ることは政府の責任だと私は思うのです。大臣に聞きますが、その後食糧自給率は向上いたしましたか、どうですか。

○田名部国務大臣 自給率の向上を図るべく国会決議の趣旨を踏まえて、生産性の向上でありますとか、可能なものは極力国内で生産を賄うという努力はいたしました。おっしゃるとおり自給率は低下をいたしております。

これはいろいろ理由があるわけでありましてけれども、何といつてもお話の農畜産物の飼料、えさ、我が国においては国土の面積が小さいものから生産できない。これがどんどん進行するに従つて極端に低下をしてきた。あるいは漁業においても二百海里の規制をどんどん受けてまいりまして、各国の二百海里内での漁業は規制を受けてきた。あるいはイカ流し網の公海における全面禁止。そうしたことによって、こちらも低下をして

おるといふことはそのとおりでございます。

○山口(鶴)委員 大臣、よく聞いていてもらいたいです。私は、自給率は低下したでしょうと聞いたわけじゃないのです。自給率はどうなつてますか、こう聞いたわけですね、決して下がっているんというのを言つたわけじゃないのでして、仰せのとおりという御答弁はちょっと違うのじゃないかと思つたのです。私はどうなつてますかと聞いたのですからね。しかし現実には、大臣おっしゃつたように低下をしている。私は極めて遺憾だと思つたのです。

御案内のように、その後昭和五十九年にも国会決議をいたしました。六十三年にも国会決議をいたしました。五十九年の国会決議も、この昭和五十五年の九十一回国会決議がありながらそれが実行されてないことは政府の責任だ、こう言つて決議をしていくわけですね。また、昭和六十三年の国会決議も、五十五年の九十一回国会決議がありながら、現状こうであることは極めて遺憾だ、こう言つておられるわけですね。

その国会決議のありましたときを見ますと、低下に次ぐ低下ですね。私は、これでは政府・農林省はとも国会決議を無視しているのじゃないか、国会決議なんかにどうあつてもいいよ、おれたちはおれたちで勝手なことをやっているというふうに受け取られかねないと思つたのです。ですから、五十九年も六十三年も、五十五年の九十一回国会決議がありながら政府は無責任ではないか、反省せよ、こういうことを言っておるのですから、その辺、一体大臣はどうお考えでしょうか。

○田名部国務大臣 米のような国内供給が過剰なものもございまして、それを小麦、大豆のような国内生産が不足するものへ農業生産の再編成をいたしました。あるいは土地改良長期計画に基づいて農業生産基盤の整備と優良農用地の確保、栽培技術の高度化等による単収の向上、需要の動向に即した新品種の開発、そうしたことを、今までも国会決議を体して一生懸命やっております。

やつてまいりましたが、国民の多様なニーズと

いますか、所得が向上していろいろなものを求める、その求めるものに十分対応できなかった。それがために四兆五百億円というものを輸入に依存せざるを得ないというところもありまして、これも毎回申し上げるのでもありますが、田畑に置きかえたら、一千二百万ヘクタール分の輸入をしておる。しかし、現状日本の農地は五百二十万ヘクタールしかないのですから、これをどう調整していくか。

しかし、食糧というものは長期的に見ると不安定な状況だ、世界の人口がふえる、そういう中で、国内で自給率を最大限高める努力はこれから引き続き当然のこととして、国民に安定的に供給しなければならぬという責任において努力をしていきたい。その歯どめを今、高齢化、担い手不足ということですから、この法律によってさらに自給力を高める努力をいたしたい、こういうことでございます。

○山口(鶴)委員 いろいろ努力をしてきたと言つたのですが、やはりそれが形になつてあらわれないなればだめだと私は思うのです。第百一回特別国会、昭和五十九年ですが、このときの決議では、「本院は、第九十一回国会において、「食糧自給力の強化を図り、「政府が万全の施策を講ずるべきことを決議した。」ところが、そうならない。「よつて政府は、その責任を厳しく反省し、このような事態を再び繰り返すことのないよう」にやれということを決議しているのです。また、第百十三回国会、昭和六十三年でも第九十一回国会における決議をうたい、百一回国会においても決議した「食糧行政に万全を期すべきである。」というところをうたつておられるわけですね。それから、言葉で努力した、努力したと言つたのはなくて、当然形であらなければいけません。形は何かといへば、私は予算だと思つた。形は

農業基本法ができました昭和三十六年、また、その後国会決議をやつた昭和五十五年、二回目の国会決議の昭和五十九年、そして三回目の国会決議

議の昭和六十三年、その時点その時点で農業予算はふえていたのか、減っていたのか、減っていたのか。この点をひとつお示しいただきたいと思ひます。

○上野(博)政府委員 まず昭和五十九年でござい
ますけれども、このときの農林水産関係の予算額は
三兆四千五百九十七億四千万という数字でございま
す。それから六十三年が三兆一千七百九十九億四
千万、六十一年が三兆一千七百九十九億四千万、
六十一年は何年でございましてか……(山口
(鶴)委員「五十五年、五十九年、六十三年」と呼
ぶ)失礼しました。一番最初の五十五年は三兆五
千八百四十億四千万とございまして、時系列で見
ると、若干下がってございまして、状況でございま
す。

○山口(鶴)委員 五十五年が三兆五千八百四十億
四千万、五十九年が三兆四千五百九十七億四千万、減って
いますね。それから六十三年が三兆一千七百九十九
億四千万、減額に次ぐ減額じゃありませんか。これで
は大臣、幾ら努力したんて言っても、さっぱり
努力がなかった、努力不足だったということをご
の数字がはつきり示しているのじゃありませんか。

昔からよく、予算は国の顔だと言いますよ。そ
の国の政治が一体どうなのか、国の行政がどうな
のかということを見ればわかる、予算がその
国の顔だ、こういう言葉なのです。ですから、
この数字を見れば、政府は農林水産業に對し
てはしかめっ面をしておった、意地悪な顔をして
おった、こう言つて差し支えないのじゃありません
か。

○田名部(國務大臣) 具体的にどの項目が減ったか
というものは、もし資料があれば後で説明してもら
いますけれども、恐らく食糧管理費が大幅に減つ
てきておるのだらう、こう思ひます。

施策の方では、例えば、米の消費拡大をしよう
ということ、五十五年に週一・四回の米飯給食
の回数、平成三年に二・六回にふやした。ある
いは他用途利用米制度の導入で、五十九年の二十
七万トン、四十九万八千トンにしておる。あるい

は生産基盤の方も、水田の整備率が三二%だった
五十五年、これを平成三年、四七%に引き上げ
た。畑の方も三三%から五三%に引き上げた。単
収も、五十五年当時が十アルル当たり四百七十
一キロでありましたが、四百九十七キロに伸びた。
あるいは小麦の単収も一九%、大豆の単収も三二
%上昇した。そのほか優良品種の開発普及、そ
ういふものは一々申し上げませんが、中での努力
はしてきた、しかし、食糧費が減った分、恐らく
予算が減つたのであらう、こういうふうには理解し
ております。

○山口(鶴)委員 大臣がお話しになったように、
食糧管理費が減つたことは事実です。しかし、食
糧管理費が減つたのも減つているところに問題が
あるのじゃありませんか。そのことを具体的に数
字で申し上げたいと思ひます。

昭和五十五年、国の予算全体に對する農林水産
予算の割合、八・四%でした。それからまた、よ
く問題になる一般歳出に占める農林水産予算の割
合は一・七%。五十九年はどうかといひますと、
国家予算に對する農林水産予算の割合は六・
八%、八・四から六・八、減つていっているじゃ
ないですか。それから、一般歳出中の農林水産予算も
一・〇・六%、一・七から一・〇・六ですから減つ
ております。昭和六十三年、それぞれの数字は

五・六%、九・六%、ともに減つていまして、
ですから、食糧管理費が減つていっているのも問題で
すけれども、しかし、それ以外のものも減つてい
るというところに大きな問題があるのじゃありま
せんか。

○上野(博)政府委員 食糧管理費が減少している
ことは大臣から申し述べましたが、それ以外の、
例えば公共事業の關係の経費ですと、五十五年は
一兆四千六百十三億四千万、これが五十九年には一兆
四千四百三十二億四千万というところでございまして、
それから六十一年は一兆三千七百四十六億四千万、こ
ういふ状況でございまして、
それから、一般事業費の方は、五十五年が一兆

一千六百七十二億四千万、五十九年が一兆二千四十三
億四千万、六十一が一兆一千七百二十一億四千万、こ
ういふ状況でございまして、若干出入りがあるとい
うことでございまして、
○山口(鶴)委員 若干出入りがあることは私も
知つています。ただ、出入りがあるけれども、国全体
の予算の中の農林水産予算の割合が一体どうなの
か、一般歳出の中における農林水産予算の割合が
どうか、これがふえてなきや問題じゃないで
すか。ちよつぱり予算額がふえたつて、予算の方
がうんと伸びている、比率は下がつた、これでは
やはり農林水産予算の割合は減つていまして、予
算全体の中で農林水産は日陰の扱いをされてい
るということになるのじゃありませんか。その割
合は一体どうですか。

○上野(博)政府委員 今、委員のお示しになられ
たような数字の繰返しになるわけでございませ
けれども、昭和五十五年におきます一般歳出に占
める農林水産関係の予算額の割合は一・七%、こ
れが五十九年には一・〇・六%、六十三年には九・三
というふうな推移をいたしております。これは、
大きくは食糧管理費が減つたということが響いて
おるといふふうに理解をいたしております。

○山口(鶴)委員 私は、今の反論がありますけ
れども、では、平成元年、平成二年、平成三年、
平成四年、平成五年、それぞれ言ひます。国家
予算中の農林水産予算、これは五・二%、四・七%、
四・六%、四・六%、四・七%、前の八・四%、六・八%
に比べてぐんと減つていっているじゃありませんか。同
じように一般歳出に占める農林水産予算、平成元
年以降、九・三%、八・八%、八・八%、八・六%、八・
四%、ずっと減つていっているじゃありませんか。一・
七%、一・〇・六%に比べればずっと割合が落ちてい
るじゃありませんか。

さらに、私は食糧管理費とは關係なしに減つて
いるといふことを申し上げようと思ひますが、
自治省もおもつておられる、自治省が公共投資
の毎年の予算を調べておられます。農林水産予算は
国が支出するのではありません。しかし、都道府県、

市町村が支出して仕事をなさるのがあります。これ
全体を見ることが、やはり農林水産予算がどうあ
るかということを見ることが、私は思ひます。
が、この公共投資がどうかといふのを見ましても、
国、都道府県、市町村の行政投資全体の中に
占める農林水産関係の投資が一体幾らか、その割
合はどうかといふのを見ますと、五十五年一・〇・
二%、五十九年一・〇・〇%、六十三年一・〇・〇%、平成
二年九・〇%です。

ですから、これは食糧管理費とは關係ないの
ですから、公共投資なんですから、農林水産にか
かる公共投資が、国ばかりではなく都道府県、市
町村も含めて減つていまして、しかも、国の減り方
がひどいのですが、都道府県や市町村が地域の住
民の人たちの期待にこたえて頑張つていまして、減
り方が少ないのであつて、国の支出だけ見たら
もつとひどい低下の状況です。農林省、一体こ
れについてどうお考えなのですか。

○上野(博)政府委員 先ほど来、大臣がお答えい
ただいておられますように、食糧自給力決議を踏ま
えまして、国会の御意思に沿つていまして、
土地改良、あるいは需要の動向に沿つた生産物を
つくつていくというふうな生産体制の交換、ある
いは技術の向上等も努力をいたしているわけで
ございまして、

ただ、予算額について見ますと、それぞれの年
の財政状況等もございまして、近年で言へば、五
十七年以來だと思ひますが、シーリングというよ
うなこともございまして、義務的な経費でない政
策的な経費については非常に頭打ちの状況が続
いていることが、今申し上げましたような数字に
なつていっているといふふうに理解をいたして
ございまして、

○山口(鶴)委員 官房長、それではお答えになら
ぬと思ひます。シーリングがある、それだつ
たら道路だつてシーリングがある、それから空港
もそう、国土保全もそう、住宅もそう、環
境衛生もそう、文教もそう、そういう公共投資全
シーリングがかかっている。そういう公共投資全

体の中における農林水産の公共投資が減っているという事は、単にシーリングがかかっているというのじゃなくて、公共投資全般の中における農林水産の公共投資がいわば大変つれなく扱われている、しかも都道府県や市町村が頑張っているにもかかわらず、国の方が下がっているからそういう傾向が出ているということじゃないのですか。

さっきの答えでは、官房長さん、農林省の中では一番立派なお役人なんだろうとは思いますが、でも、ちょっとお答えになりません。

○上野(博)政府委員 改めてお答えを申し上げます。

この公共投資関係、やはり農業生産を振興いたしております場合に「基礎的なこと」でございます。近年で言えば、生活環境の整備というようなこともございまして、私どもも特段の努力をいたしてまいっているつもりでございます。

全体の、国の総体の予算との関係という話になりますと、公共事業関係についてはそう大きな変化はしてきていないのではないかと、全体としてのシェアというのは大きな振れは見えていないのではないかと、おおむね同じぐらいの水準で推移をしております。

○山口(鶴)委員 一〇・二、一〇・〇、一〇・〇、九・〇、低下しているばかりじゃありませんか。でこぼこがあるんじゃないものではないですか。

○上野(博)政府委員 私どもの持っているデータによりますと、五十五年ぐらいのところで見ますと、農林水産の一般公共のシェアというのは、国の全体の公共予算に対するシェアでございますが、これは二・九というような水準でございます。それから昭和六〇年、ちょっと先ほどの年次と合わないのでございますけれども、このときで見ると二・一〇、平成二年、三年と大体二・二％ぐらいの水準ということで、国の一般公共との対比でいえば、農林関係の国の予算というのは余り振れていないというふうに申し上げたわけでござい

ます。

○山口(鶴)委員 国の実施のものをお挙げになった。全体の中に占める農林水産の割合は、昭和三十五年一・八・五、五十五年四・七、五十九年四・九、六十二年六・九、平成二年五・九です。一八・五もあつたものが、今、五・幾つというような状況で、大きく減っていることは間違いないじゃないですか。これは国の実施の場合。

それから、国費はどうか。国費の場合、昭和三十五年一・五・九、そして現在では二・五とか一・三というふうなことで、これも昭和三十五年に比べればずっと減っている。そういう状況であつて、しかも公共事業というのは、国が支出し、都道府県、市町村が支出して、全体でこの事業が行われるわけですから、その全体が、先ほど私が申ししたように一〇・三、一〇・〇、一〇・〇、九・〇という数字になっているということとは、残念ながら、国全体の公共投資の中における農林水産の公共投資は日陰者扱いにされているということじゃないですか。大臣どうですか。

○上野(博)政府委員 私が申し上げましたのは、国の予算に占める農林水産の予算額、公共投資の予算額ということでございまして、委員今お示しいただいたのは、国全体、国、地方公共団体の総事業費ということのように私は聞いたわけでございまして、私もたまたまその関係のデータを持ち合わせておりません。それについて特段申し上げるということができないことを、お許しをいただきましたというふうに思います。

○山口(鶴)委員 自治省に行けばありますから、よく自治省の資料を見て、反省すべきことは反省してください。

ついでに、大蔵省にお尋ねしようと思うのです。結局農林省の方は、国会決議もある、そこに内海さんもおられるが、内海農林水産委員長が中心になって昭和五十五年国会決議をやった、これを実行に移そうということで、農林水産省は大いに御努力をしたのだからと私は思うのです。

ところが残念なことに、予算は農林省がつくつてそのまゝ国会に出るわけではない、中間に一つあるわけですね。その大蔵省の方が物わかり悪いので、農林省は真剣に頑張ったがこうなつたというところもあるのではないかと私は思うので、大蔵省の方がおられたら、反省の弁をひとつお聞きいたしましょう。

○寺澤説明員 お答えを申し上げます。

五十五年以降三回にわたる国会決議がなされたことにつきましては、財政当局といたしまして、食糧の安定供給を図っていくことは非常に重要な課題であると考えておりまして、十分承知しております。

お尋ねの農林水産関係予算の推移でございますが、国の財政事情は、昭和五十年以降特例公債を発行せざるを得ないという状況になりました。五十五年以降は歳入の削減を念頭に置いた財政再建、行財政改革を進めるという中で全体の予算編成が行われたと承知しております。国の一般会計全体に占めます一般歳入の割合も、そういう意味では非常に厳しい予算編成となつたわけでございます。

現在、平成五年度当初予算ベースで見ますと、国債が一般会計の二〇％を超えるという状況にございまして、五十年代の行財政改革の過程を通じて、今後急速に本格化する高齢化社会を展望いたしまして、後世代に多大のツケを与えないという基本的な考え方のもとで予算編成がなされたというふうに考えております。

ただ、農林水産関係予算について申し上げますと、総額といたしましては、それぞれの施策の中心身については、補助から融資へ転換するとか、構造政策をいろいろな方向で、行政的な手法を動員いたしまして充実をさせるといったような努力を毎年毎年続けていくことだけは、付言させていただきます。

○山口(鶴)委員 財政が窮乏だというのはすべてにわたるわけですから、その中で農林水産の比率が一定であるというならわからぬでもないです

よ。しかし、割合が下がっているという事は、これはやはり農林水産に対して大蔵省は冷たいということじゃないのですか。

さて、今度法律を三つお出しになりました。新しい農政の方向に対して、これを実現するという大いなる意欲を持って農林水産省は法律を提案された。そうしますと、平成四年に比べて、平成五年はせめて予算がふえているかということが問題になると私は思うのです。平成四年と平成五年、確かに額はちよびりふえています。比率で一・七％ふえています。うち公共事業費は四・〇％ふえ、それから一般事業費は一・四％ふえ、食糧管理費だけは、盛んに食糧管理費を言われまして九一・〇ですから、これは九％ほど落ちていくというところだと思ひます。

しかし、同じように、国の予算全般の中に占める農林水産の予算を見ると、四・六％が四・七％、これはちよびりふえているのですが、問題は、一般歳入の中に占める農林水産予算、八・六％が八・四％、結局〇・二％落ちていくじゃないですか。これではせっかく意欲を持って新農政問題の法案を出したとなつてしまつても、どうも裏づけすべきものが裏づけされていないのではないかなというふうに思わざるを得ないのです。いかがですか。

○上野(博)政府委員 新しい法律を三本、新政策関係ということでまとめて御審議をいただいているわけでございまして、新政策を実施をする、この目的につきましては、先ほど来大臣から申し述べているところでございまして、

そういう当面の問題に対応するという面では、農地の利用をできるだけ集積をしていくというようなことが非常に大事である、これが一番大事な要素だと言つてもよろしいかと思うわけでございまして、この関係の仕事を円滑に進めていくために、相当の手厚い新たな施策も含めまして施策を講じている。あるいは中山間地域の活性化というふうなことにつきましては、またそ

れで一つの新しい施策を立てる。

技術につきましても、農業機械の開発等のための新たな思い切った措置を講ずるというふうには、この新政策の柱々につきましても相当思い切った大幅な新しい予算をつけていく。それによりまして、既存のいろいろな政策体系の手直しもやっていると、この新政策の実施に当たろうとしていくわけでございまして、トータルの姿で見れば、これもこのところの全体としての傾向からいえば相当アップトレンドになったという意味で、さまたわりな話だとは思いますが、ございまして、けれども、総額としての動きよりも、個々具体的な政策への対応の予算的な裏づけという点に御注意をいただきたいというふうに考える次第でございます。

○山口(鶴)委員 個々のものを見ていただきたい。個々のものをいろいろ調べてみました。ふえているものもあれば減っているものもあるというふうなことでありますが、しかし全体、さっきも私が言いましたように、一般歳出の中に占める農林水産予算がどうあるか。これがふえていけば、努力をしているのと私は大いに評価できると思うのですが、それが減っているのではどうもやはり評価するわけにはいかない。

さっき言いました五十五年でいけば、一般歳出に占める農林水産予算一・七、昭和五十九年一〇・六、昭和六十二年九・六、そして平成二年八・八、平成三年八・八、平成四年八・六、平成五年八・四と、こういうのですから、国会決議のときよりもどんどん低下の一途をたどっている。これでは、そこに内海元農林水産委員長もおられるが、一体おれが決めたときの決議はどうなっているんだ、農林省しつかりせい、こういうお気持ちで私は聞いていないのかと思うのですが、ね。私も当時農林省の理事で、本会議にこの決議があるのかとめかというときに、そんな一たん議院運営委員会理事会で本会議決議をやるか決めながら、やらないうんなんなら今後の国会運営には協力できませんよと言って、本会議を開かせぬで頑張ったこの決議を勝ち取ったときのことを思い出して、そういう意味で非常に残

念だと思っております。

ですから、大臣どうなんですか。少なくとも新政策でこれからやろうというのだったら、予算もふえている。そうでなかったら、この前も我が党の田中さんが質問して、西暦二〇〇〇年の食糧自給率一体どうなるんですか、目標はどうか、五〇％、三二％、本当に達成できるのか、こう言われておたおたしたようではございませうけれども、これを達成しようというなら、そのときには予算は毎年ふやしていくというくらいは決意でなければいけません。うにもならぬじゃないですか。額をふやすだけではだめですよ。一般歳出の中に占める農林水産予算がふえていくという格好でなければ、自給率がふえるはずは絶対ない。どうですか、大臣。

○田名部国務大臣 予算のことと当然で、やりま。政府としては、そのときそのときにどうして必要な新たな分野というものに予算をふやしていくという全体の政策の中で、大蔵省からも答弁ありましたように、その中にはマインスマシーリングという枠もはめられたこともあります。ですから、今度の新政策、私どもは初年度としてやっていくというところでの予算というものは確保した。

これから恐らく、いろいろな計画がどんどん各地区で出されてくる。それにまた対応していく。その努力はこれからしていくかなければならぬことであって、ですからおっしゃるとおり、自給力を高めるというところで、予算が何ぼでもあればいいかといっても、これはなかなか問題もあります。しかしながら、地道に計画年度に従って努力をしていかなければならぬということでは、常に我々の考え方というものはそこに置いて、政策でも何でも実行しておるということをお願いいたしたい、こう思います。

○山口(鶴)委員 話だけでは理解できないのですよ。具体的にこういう予算措置を講じていくから、西暦二〇〇〇年には自給率はこうなりまして、こういうような具体的な話なら私は幾らでも理解しようと思っておりますが、ただ一生懸命やって

いきますからとにかく理解してくれというだけでは、私は余り国会の議論としては実りあるものとは言えないと思っております。

もう時間もありませんので、それでは、もともと農林省は自治体と大いにいい関係じゃないかと私は思っているのですが、自治体の自主性。今よく問題になるのは許可権限です。この許可権限、政府全体で一万九千四百四十二件ある。農林省さんは都道府県、市町村の自主性を尊重する省ではないかと私は思っているのですが、農林水産省は許可権限幾つくらい抱え込んでいますか。そして、去年に比べてこれは減っていると思うのですが、何件くらい減ったのでしょうか。

○上野(博)政府委員 私どもの省の許可等件数は、平成四年三月三十一日現在で千三百五十七件ということでございます。

これを一年前と比較をいたしますと四十二件の減少でございます。増加ということになっております。

○山口(鶴)委員 四十二件ふえているというのですから、どうもこれも残念なことですね。

今度の法律で、都道府県、市町村に対して、地方自治法で言う別表第一、別表第二、別表第三、別表第四というもので、自治体の団体委任事務、機関委任事務、どういふものを都道府県、市町村に押しつけようとしておられるのですか。

○入澤政府委員 今回の構造二法の中で許可の規定でございませうけれども、まず農業経営基盤強化促進法における許可等の件数は四件でございまして、一つは農地保有合理化事業の作成の都道府県知事の承認、それから農地保有合理化事業の承認、農地保有合理化事業の承認、三つ目は市町村の農業経営改善計画の認定、四つ目は市町村の農用地利用計画の認定でございまして、それから、特定農山村地域における法律の許可の件数は二件ございまして、一つは市町村の農業経営改善・安定計画の認定、二つ目は市町村の農業経営活性化基盤施設設置事業計画の認定でございまして。

最初の農業経営基盤強化促進法において四件というのは、今回の改正により増加しましたものは、農地保有合理化事業の作成及び変更と廃止の承認でございまして、これは一方で農地保有合理化事業のうちの売買等事業に係る権利移動の農地法第三条の許可を届け出に変更するための前提となるものでありまして、実質的には規制緩和を行うものでございまして。

○山口(鶴)委員 機関委任事務はできれば団体委任事務にする、団体委任事務はできれば自治体の固有事務にするというのが私は素直なやり方だと思っておりますが、何でそうおやりにならなかったのですか。

○入澤政府委員 農業経営基盤強化のための諸施策を効果的に講じていくためには、先生今御指摘のとおり、地方がその地域の実情を十分踏まえて、自主的な取り組みとして施策を推進していくことが重要であると私も考えておりまして、機関委任事務は必要最小限にとどめるべきだというふうに認識しております。

このために、この法案では、ただいま申しましたように市町村の基本構想の作成、それから市町村の農業経営改善計画の認定、それから市町村の農業経営基盤強化促進事業の実施、それから市町村の農用地利用計画の作成、公告、それから市町村の農用地利用計画の認定に係る事務は、市町村の固有事務として地域の自主的な取り組みによって各種の政策を実現していくようにやっていくわけでございまして。

先ほど申しました四件それから二件の機関委任事務を設けましたのは、新政策を初めとする国の農業政策の方向と地域における農業経営基盤の強化のための施策の整合性を図る必要があるということ、それから農地法の諸統制に係る事務が国の事務とされておまして、団体固有の事務として処理することはこれらの法制の整合性の観点から適当でない、こういうことから機関委任事務としたものでございまして、基本的にはこれは必要最小限にとどめるべきだという認識を持っておりま

ございます。

なお、御指摘ありましたように、今回山村対策も充実をいたしておりますし、今年度からはふるさと農道林道緊急整備事業を農水省とともに協力して行うことにいたしました。中山間地域の振興施策を積極的に支援することとしております。

今後とも、財政需要の適切な算定に努めるとともに、地方団体の自主的な取り組みに対する支援についてさらに検討を続けてまいりたい、このように考えております。

○山口(鶴)委員 ひとつ積極的に検討してください。そうやって基準財政需要の中で市町村の経費を見ていく。それから、先ほど言いましたように、補助金はできるだけメニュー化して交付金と同じような形にして市町村の自主的な運用に任せるといふことになれば、当委員会でも随分問題になった例のデカップリングというものも市町村主体としてどんどん実行できるのではないかとこのように私は思います。

そういう方向でぜひ農林省は努力するとともに、大蔵省は妨害しないように強く要求しまして、私の質問を終わりたいと思います。

○平沼委員長 小平忠正君。

○小平委員 先週末、静岡県の方の当委員会の視察に私も参加いたしました。あの地帯は中山間地域と言ったのが適当かどうか。条件的にはもっとも悪いところがあるような気が私にはいたします。しかし、何力所か視察をいたしました。そういう中에서도既に順調にその形ができて上がって稼働している、そういう施設もありで、やはり日本もこういう新しい試みが、政府の方であろうとなかろうと、やっているとところはやるのだな、そんなことを感じたのも私の率直な印象でございます。

そういうところで、実は前回の委員会で経営基盤についての質問をいたしましたので、きょうは中山間地域、これについて何点か質問いたします。

御承知のように、我が国の農村は、農家戸数、

耕地面積ともに大体全国の四割ほどが中山間地域という状況にあるのではないかと思います。また、農業の生産面からいいますと大事な位置を占めており、今後の農林業の発展を図る上からも、中山間地域の発展というものは欠くべからざるものである、こんなふうに考えます。いろいろと農地条件等の悪い中で、さらに過疎化でありまして、かあるいは農村人口の高齢化等が進む中で、確かに生産基盤や生活環境等々の整備もよくておる。したがって、地域の活力もだんだんとあせつたある、そういう状況にあることは御承知のとおりであります。そういう中で、今回政府がこの中山間地域農業の活性化を図るために本法案を提出されたことは、これは時宜を得たものとは言えると思います。

しかし、これらの地域については、地域振興立法ですとかあるいは山村振興法、いわゆる過疎法、こういうもので既に各種の施策が行われております。そこで、これら既存の施策の現在までの実績と、どのように政府みずから評価をしているのか、やはりそれがまずかつたからこういう新たな法案を出してきたのか、そういうこともあわせて、政府みずからの評価をここで聞きたいと思っております。

○入澤政府委員 ただいま先生御指摘のとおり、条件不利地域の対策といたしまして、今まで山村振興対策とか過疎対策、各般の施策が行われてきたわけでございます。それぞれ一応の成果を上げてきたと思っております。

従来はそれぞれの法律が計画をつくり、ハード事業が中心の補助事業を行うというふうなことであったのですけれども、今回の法律は、それに加えて農業経営の改善、安定、地域の合理的な土地利用の実現、あるいは産業の地域振興のリーダーの育成等、ソフト面の政策を盛り込んだ法体系ということで提案しているわけでございます。

従来の山村振興法や過疎法の施行のためにかなりな予算が投資されておりますけれども、一応の成果を上げていたといたしまして、例

えば振興山村におきましては、昭和六十年度の市町村道の改良率、水道の普及率が昭和四十五年に比べてそれぞれ九%から三二%に二倍ポイント、四八%から七七%に二九ポイントというふうな向上しているわけでございます。また、農林業の実態につきましても、私ども、ふるさと情報センターであるとかいろいろな機関を通じて各地域の進行状況を見ておりますけれども、いろいろなユニークな一村一品運動的な商品の開発もあつたし、非常に問題もあるところもありますけれども、農林業の面でも活性化が行われているというふうに見ていいのではないかと承知しております。

しかし、それはリーダーがいて非常にいいこと、しているところは十分行われているのですけれども、必ずしも条件不利地域で十分な状況が整っていないというところで、今回新しくソフト面を中心にして、振興対策を講ずるための法案を提案しているというところでございます。

〔委員長退席、総務委員長代理着席〕

○小平委員 大臣、今局長から、評価というか今までの実績と経緯を説明がありました。それは一つの経緯でありますけれども、大臣、私は今申し上げた既存のそういう中山間地域の活性化のための法案、これらとの整合性はやはり必要ですね。そういう中において、今後のいわゆる長期的なビジョンというか、大臣はこの法案に対してどんなお考えをお持ちしているか、お聞きしたいと思っております。

○田名部国務大臣 委員も今お話をいたしました、中山間地域は約四割を占めておるわけであります。良好な生活環境の確保、農用地及び森林等の地域資源の適正な利用及び保全、さらには地方都市との道路アクセス条件の改善、医療、福祉の充実等の定住条件の整備を進めていくということが私は大変重要だということ考えております。

今までもいろいろやってまいりましたが、特定農山村の法案においては、中山間地域の条件に即応した新規作物の導入等により農業経営を改善していくあるいは安定の促進を進めていくというこ

とでありまして、基盤整備を推進することとして、所要の税制措置あるいは地方財政措置を含め、関係省庁が、先ほど来もお答えになっておるようでありまして、連携協力しながら総合的な措置を講じよう、こう考えておるわけであります。山村振興などの従来の対策と、今回の法案による新たな対策が相まって、中山間地域の活性化が達成できるというふうな期待をいたしておるわけであります。

〔総務委員長代理退席、委員長着席〕

○小平委員 この中山間地域の農業活性化ということなんですが、この法案においては、新規作物の導入、これが一つの大きな柱になっております。確かに、戦略的な新規作物の導入ということ、新政策で示された市場原理、競争条件の一層の導入を図る方向に合致したものとは言えると思っておりますけれども、しかしこの条件の不利益な中山間地域においては、市場原理、競争条件の導入というものはなかなか一朝一夕ではできない、こんなふうに私は考えます。

また同時に、地域の自主性による新規作物の導入というものは、中山間地域同士の産地間競争をもたらす。いわゆる苛烈な農民同士の過当競争というか産地間競争というか、そういうことが行われ、場合によっては共倒れとなるような危険性ははらんでいると思っております。と同時に、先発組は後発組に対しては、同じ新規作物の導入がされまうと、先発組はやはり内心穏やかでない、そんなことがいわゆる正直なところではないかと私は思うのです。

そういうところにおいて、政府は、この点どのように適切に指導しながらこのことを進めていかれるのか、そのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

○入澤政府委員 確かに御指摘のとおり、新規作物を導入する、そして、皆どの地域でも同じような作物を選択してしまつて過剰になってしまふ、これは私どもの意図するところではございませんでして、新規作物を導入すべき場合におきまして

も、地域の立地条件それから農業経営等の状況を十分把握すると同時に、他の地域の生産の動向、さらには各地域ごとの消費者ニーズ等を十分に調査しなければいけないと思っております。要するに、マーケティングリサーチをきちんとやった上で作物を選択するということが必要だと思っております。市場関係者とか食品産業関係者などにも応援をいただきまして、需給動向をまづ的確に把握することが必要じゃないかと思っております。

私どももいたしまして、まず地方農政局におきます指導の充実強化に努めまして、新規導入作物の作付だとか需給動向に関する情報の把握、提供に十分に努めたいと思っております。それからまた、各市町村におきましても、農業普及所、農業委員会と密接な連携をとりながら、一体となった濃密な営農指導体制をとっていく、そういうことによりまして、新規作物の適切な選択とそれから販売対策を講じていきたいというふうに考えているわけでございます。

○小平委員 重ねて申し上げますけれども、私の地元は北海道で、言うなれば平地地帯ですが、そこでも、米の減反政策によってお米をつくれないうえに、農家の皆さんはハウス農業というのか、いわゆる果樹ですとか野菜、園芸、花卉等へ進んでおります。

例えば例をもつて言いますと、御存じの夕張メロン、これはなかなか評判のいいメロンであります。その一大産地を形成しましたが、このメロンが、今道内においても、本来だったらお米をつくるべきところの地帯でお米をつくれないうえに、メロンの生産に入っている。最初は確かに、本当にただやっていただけでしたけれども、やはり農家の皆さんの努力によって品質などいろいろな面で向上しまして、今ではよいものが生産されている。これは野菜においても、例えばトマトもそうでしょうし、また、花においても、例えばカスミソウですとか、いろいろながさう今道内においても産地間競争の激化が進んでおります。しかし、北海道は米が中心にできるところですよ

ね、条件的にも。ですから、そっちはまだ主ではなくて従の方です。しかし、中山間地域ではそういうものが主になると思うのですよね、そういう条件の悪いところにおいては。

したがって、このことは、政府がこういう新しい法案を出してきた以上は、新作物の導入ということを考えるのは結構ですけれども、やはり、重ねて申し上げますけれども、そこをしっかりと配慮しながら指導をしていかないと、いたずらに産地間競争が激化する、これは言うならば同士打ち、相打ちで、こんなつまらぬことないですから、そのところはしっかりとやっていただきたい、私はこんなふうに強く要望をしておきます。

それにもう一点。また本法案においては、特定農産物地域の市町村が農林地の効率的な利用の確保、基盤施設の整備の促進を図るために、農林地等を対象に一括して所有権等の権利移転ができるとする農林地所有権移転等促進事業、これを創設することを行っておりますが、このことは、円滑な土地利用を図る上からもその適切な運用が望まれるところであります。

しかし、この場合に、施設を設置する場合に、その施設そのものはいわゆる立地条件の利便性を追求する。これは当然追求します。したがって、ともすると条件の悪い中山間地域の中で優良農地を転用して、その施設用地を生み出すことになりかねない。また、そういう例も事実あると思えます。いろいろな利便等を考えて、そうなる、ただでさえも増大しております耕作放棄地、この有効利用ということには反するわけですね。そんなことの政府の適切な指導というのが必要だと思ふのです。農業に適さないところにそういう施設をつくり、優良農地は農業にと、そういうことをきくと、政府それから地方自治体が一体となって進めていかないと、せっかくのこの考えが有効な土地利用につながらない、こう思うのでありますけれども、それについて、政府はどのようにこれから進めていかれるのか、お聞きをしておきたいと思ひます。

○入澤政府委員 私どもは、法案作成の過程におきまして、今御指摘のようなことは十分心配いたしまして制度を仕組んだわけでございます。

今回の農林地所有権移転等促進事業というのは、農林地等につきまして、条件不利地域である中山間地域の土地利用の実態を十分に検討した上で、農林地利用の活性化、それから農林業等の活性化基盤施設の整備等を一括して行なうということと内容といたしまして案を練ったものでございまして、優良農地をつぶさないように配慮してあります。

一つは、例えば、基幹的な産業である農林地等がいかに最適に利用されるかという観点から、農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図るという視点から、農林地が地域の活性化に必要な施設用地として転用される場合には、そこでの農林業経営の継続、安定等の見地から、原則として農業者等による代替農用地等の取得があわせ行えることを必要とするということ。

それから二つ目には、農地転用のための権利移転等が含まれる場合には、農地法の転用許可基準と同様の要件による審査を行うこと。

それから、農振法との関係でも、農業振興地域整備計画への適合を要件といたしまして、農用地区域の用途区分に反した施設の立地を内容とするものであってはならないということ。

それから、対象施設につきまして、事業の活性化を図るための基盤となる施設に限定し、また、施設用地取得者は、施設を適切確実に整備すると認められる計画認定者に限定するということ。

それから、作成手続におきましても、農業委員会の決定を経るとともに、農地転用のための権利移転等が含まれる場合には都道府県知事の承認を受けるものとし、その際には都道府県農業会議の意見を聞くものとするということ。

このように、内容と手続の双方につきまして、農地法に基づく農地転用の場合と同様の措置を講ずることといたしております。

を行うものではないわけでございます。

また、国といたしましては、この制度の趣旨とか法令上の仕組みにつきまして十分普及徹底を図るということと同時に、市町村の作成する基盤整備計画の農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針におきまして、市町村内の山間部等、特に条件の不利な地域に重点を置く旨を明確にするなど、いたずらに農地の転用が促進されることのないように指導してまいりたいと思っております。

さらに、所有権移転等促進計画の作成に当たりましては、例えば山間の条件が不利な地域で農業を営んでいる者が新規作物の導入等による農業経営の改善、安定を図ろうとする場合には、優良農用地の間に介在する耕作放棄地あるいはその見込み地を取得して、農用地としての一体的な利用が行われるよう誘導すると同時に、施設整備のために農地が転用される場合にも、耕作放棄地あるいはその見込み地を活用するよう誘導するなどいたしまして、地域における農業上の最適土地利用が達成されるよう、十分に市町村を指導してまいりたいと考えております。

○小平委員 この農振地域の除外というのは、今まで農業委員会の方でそういうことをきちんとして適切な管理、指示をしてまいりましたけれども、その施設をつくる側、いわゆる金主ですね、あるいは自治体等の意向でもって進められるということが実際に上往々にしてありまして、私は、特に土地条件の悪いところにおいては、そういう適切な助言なり指導が必要だと思ひます。

時間もありませんので、最後に機械化促進法改正案について質問いたしますが、私は、この法案は基本的には賛成をいたします。

御承知のように、機械というものは、確かに農業の合理化、そして三K職場の最たるものであります。農業においては、労力の省力化という意味においては大事なことでございます。振り返ってみましても、ついこの間まで農家の皆さんは、とにかく泥んこになって、米で言うならば種まきから田

植えから稲刈りまで本当の手作業でやってきました。しかし、今日、よい機械も開発されて、トラクターでの作業がもう当たり前になってきました。これは稲作に限らず、畑作や、あるいは園芸果樹、そういう施設型農業でも機械化が進んできております。このことは本当に大きな前進であると思います。同じ意味で言うと、テレビや自動車、これらも戦後ずっと歴史の中で普及して、非常に今こういう文明を我々が謳歌していますね。でも、私は、農業機械というのはテレビや自動車と違って、いわゆる生産というか採算を度外視しては機械化は進められないと思います。そのところが大きな問題ではないかと思ひます。言うならば、新しい機械が出ると、やはりメーカーはそれに対して大いに宣伝をして買ってもらおうとする、また農家の皆さんも、どうしても物が出ると欲しくなる、これがいわゆる機械化貧乏なんというふうなことになるってきいたわけです。

私はそんなことを思うときに、価格政策、これは今農業政策の中で一番欠落している問題だと思ひます。その中でも、春の乳価、畜産価格から始まって麦価、米価、そして畑三品、いろいろありますが、まず据え置きか引き下げ、近年上がるというところは皆無でありますね。しかし、御承知のように諸物価は毎年確実に上がっていつています。と同時に、機械も上がっている。その中で、機械費の償還というものが農家の大きな負担となっている。そういうところが私は大きな問題だと思ひます。

そこで、こういうことについて、今回は特に需要の少ない農業機械については政府は保護助成を与えてその開発に努める、そういう趣旨のことは伺っておりますけれども、もっとこの中において、買わないで使える方法ですとか、あるいは特に県レベルでは、機械公社等ではオペレーター付きの機械銀行方式等は既にやっているようでありますけれども、農業機械のレンタル、これなんかもう少し進めていくことも一方法ではないかと思ひます。

そんなことを考えますと、この法律は、機械の開発実用化という、いわば機械化の入り口については確かに具体的に明記しております。しかし問題は、それを使う場面、いわゆる出口について、これについては、今私が幾つか申しましたけれども、どう進めていくかという点については全然私に明快に見えてきておりません。これらについて、このことは私は大事なことでないかと思ひます。こんなことを含めて、局長、どのようなお考えで進めていくのか、ひとつお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○高橋(政)政府委員 ただいま先生がお話しのように、農業機械費といふは生産費の中でかなり重要な大きな位置を占めておられるわけでございまして、例えば稲作でいいますと三割、生産費調査のやり方が変わりましたから、それでいきましたも二割というふうなことでございまして、これをいかに節減していくかというのは重要な問題というふうなことでございまして、これをいかに節減していくかという点について、合に考えなきゃいけないのは、農家が実際にその導入をするに当たって、むだな機械を買わないようにというこの指導といふか指針を示していくことが一番必要ではないかというふうなことを考へまして、今回の農業機械化促進法におきましても、国とかあるいは都道府県知事がそれぞれ効果的な機械の導入に必要な条件を定めます基本方針、それから県では計画をそれぞれ定めてもらうことにしております。その計画に、あるいは基本方針に沿ひまして、農家がその経営状況あるいは利用規模に応じて適正に導入するように指導していききたいと思ひます。

具体的には、例えば補助事業で導入する場合にも、当然そういった計画に沿ひて行われるように、あるいは融資においてもそういうことに沿ひて行われるようにというふうなことで、指導を強化していきたいというのがまず一点でございいたします。

それから、機械の具体的な利用のあり方といったしましては、ただいまお話がございましたように農業機械銀行、ここでオペレーターなども持つておられる場合には農作業の受委託、あるいは農業機械をいろいろの人が持つておられるといたしますと、そういうものの利用調整を進めるほか、当然共同利用の促進も図っていききたいというふうな思ひております。

それからさらに、平成五年度からは、新たにいわゆる農業機械リース、レンタルをしていくという方式も推進していくべきではないかというふうな考へまして、低利な資金を用意するなどいたしまして、その効率的な利用を一層推進してまいりたい、こんなふうな思ひております。

○小平委員 時間が来ましたので、最後に一点だけ。

新しいそういう機械の開発等、今必要なことはわかりませんが、現実には農家が農作業をしていく中で大きな必要の問題というのは、パーツが容易に手に入らないということがございます。特に、多少古くなった機械においては、ただでさえも農家は、農作業というものは適期にしなければならぬ、適期にその機械を使わなければならぬ、しかし、パーツがないがゆえに農作業がおくれない。したがって、メーカーの共通パーツの整備ですね、そういう問題ですとか、あるいは今、レンタルの中で何らかのそういう制度上の仕組みを持つていって、パーツを、メーカーがある程度長期間それを保持するといふか、そんなことも適切に指導していききたい、こんなふうな思ひますが、簡潔で結構です、それについてちょっと。

○高橋(政)政府委員 今お話がございました、いわゆるパーツといふは、機械の部品の安定供給を図っていくということ、これは非常に必要なことだと思ひておりました。特に通産省とも連絡協議しながら、そういった部品の安定供給については、農業機械メーカーに対して指導をしてきております。

それで、今どんな現状であるかということですが、機械を生産中止いたしましたし、また、すでにそういう部品がないということでもございまして、農家は非常に困るわけでございまして、生産を中止いたしました。その耐用年数プラス四年間は少なくともそのパーツを持つておられるようにということ指導しております。例えば、トラクターでございまして耐用年数八年でございまして、それ足す四年、だから、生産を中止しても十二年間はひとつその部品を用意しているようにということをやっております。

それからさらに、そういう部品の供給が円滑に行われるようにということで、大手メーカーにつきましては、ブロック単位で部品センターというものを設置しまして、コンピュータ処理によりまして、欲しいものができるだけスムーズに供給されるようにという体制の整備をしております。それから、農協系統あるいは商業系につきましても、少なくとも県単位には部品センターの設置をしていくようにというふうなことで指導をするなどいたしまして、部品供給の円滑化に努めているところでございます。

○小平委員 終わります。

○平沼委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時四十三分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

派遣委員審査報告書

一 派遣の目的

農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)、農業機械化促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)及び特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案(内閣提出)の審査

二 派遣委員の氏名

久間 章生君	萩山 教蔵君
平沼 赴夫君	築瀬 進君
有川 清次君	遠藤 登君
田中 恒利君	辻 一彦君
倉田 栄喜君	藤原 房雄君
宮地 正介君	藤田 スミ君
小平 忠正君	

三 派遣の期間

平成五年五月十四日から十五日までの二日間

四 派遣地名

静岡県

五 審査の概要

「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案」、「農業機械化促進法の一部を改正する法律案」及び「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案」の審査のため、五月十四日から十五日までの二日間、静岡県に派遣されましたので、その概要を御報告申し上げます。

派遣委員は、平沼赴夫委員長、萩山教蔵理事、築瀬進理事、宮地正介理事、久間章生委員、有川清次委員、遠藤登委員、田中恒利委員、辻一彦委員、倉田栄喜委員、藤原房雄委員、藤田スミ委員、小平忠正委員の十三名であります。また、柳沢伯夫理事、前島秀行理事、塩谷立議員、戸塚進也議員、原田昇左右議員、元信義議員が現地参加されました。

まず最初に派遣日程の概略を申し上げます。五月十四日は、静岡県に入り、袋井市において地元関係者と懇談した後、掛川市にリゾート施設として設置された「つま恋ホテル」に宿泊いたしました。

翌十五日は、袋井市のJA遠州中央農業振興センターにおいて、豊田袋井市長、加藤JA遠州中央会長、篠崎静岡県農政部長及び安達袋井市農林課長から地域農業の概要説明を聴取し、朝比奈袋井市二一世紀むらづくり塾地域マネージャー、平野JA遠州中央袋井支店長、乗松農業経営士、長

瀬静岡県温室農業協同組合長及び宮武静岡製機株式会社農機事業部技術部長からそれぞれの立場に立った実情説明を聴取した後、意見交換を行いました。

つづいて森町に赴き、都市と農村の交流施設として設置された「体験の里アクトイ森」において、太田森町町長及び森町助役から地域農業の概要と中山間地域の活性化施策の概要を、また、瀧下天方茶業協同組合組合長から天方茶農協の概要をそれぞれ聴取し、意見交換を行いました。その後、掛川市に参り、サカタのタネ掛川総合研究センターを視察し、帰途についた次第であります。

次に、現地審査の概要について申し上げます。静岡県においては、平坦部から山間部まで地形的な変化に富み、気候が温暖であること等を活かして、茶やみかんをはじめ、温室メロン、バラ、ワサビなど多彩な農産物の生産が行われております。これを全国的な指標と比較してみると、工芸作物、野菜、花き等に特化した高付加価値型農業が展開されており、面積当たりの生産額では全国第六位の高い水準となっております。

今回視察した袋井市は、静岡県の西部、静岡市と浜松市の中間に位置し、総面積八〇・二平方キロメートル、人口五万四、七〇〇人（平成四年六月現在）の平坦な田園都市であります。東海道五十三次の第二十七番目の宿場町として発展してきた同市では、恵まれた自然条件、交通条件と長年にわたり培われた生産技術を活かし、温室メロン、茶、米、畜産、施設園芸など多彩な農業生産が展開されております。

農家戸数は、平成二年農業センサスによると二、四八八戸で、過去五年間に一七パーセントの減少がみられましたが、専業農家数は三五〇戸を数え、総農家数の一四・一パーセントを占めており、近年、五・一〇ヘクタール規模の水稲を主体とした大規模農家が急速に増加しております。

また、収益性の高い温室メロン、茶、畜産、施設野菜、花き等の專業化が進み、年間の農産物販

売金額が一、〇〇〇万円以上の農家が三四一戸となっておりあります。

ここで、袋井市の農業の特徴をまとめてみますと、第一に、農業粗生産額が高く、安定していることがあげられます。昭和三十五年以降年間一〇〇億円以上の粗生産額を維持し、主要作物である温室メロン、米、茶の三品目で、粗生産額の七七パーセントを占め、なかでも、温室メロンは粗生産額、品質ともに全国一の地位を占めております。

第二に、水田を基盤とした農業が展開されていることがあげられます。耕地面積二、五九〇ヘクタールのうち田の面積が一、六三〇ヘクタールと六三パーセントを占め、米の粗生産額は約一六億円と県内で第二位の地位を維持しております。

第三に、農地の流動化が進んでいることがあげられます。近年、水田耕作を中心とする農作業の受委託や農用地利用増進事業による水田の賃借が急速に進展し、平成四年末における利用権設定率は一〇・五三パーセントと他の市町村に比べて非常に高い率となっております。

次に、同市における農業構造改善事業等の実施状況についてみますと、同市の農家は営農の改善意欲が高く、昭和四十年から第一次構造改善事業に取り組み、主として稲作改善のためのライスセンター等の共同利用施設の整備が行われてきました。土地基盤整備については、昭和四十五年からは水田のは場整備が実施され、現在、市内水田の九〇パーセントが整備され、三〇アール区画のは場は七五パーセント程度となっております。また、昭和五十九年度から平成三年度までの八年間、袋井北部地域を対象に新農業構造改善事業（土地利型）に取り組み、「農業振興センター」等水田農業確立のための近代化施設の整備が重点に行われてきました。平成五年度からは、袋井南部地域を対象に、農業農村活性化農業構造改善事業（需要創造型）に取り組み、平成八年度までの四か年で「茶業センター」の整備を重点にした事業が実施される予定となっております。

次に、同市における担い手農家の育成状況についてであります。

同市は市内や周辺都市に多くの企業が進出しているため、雇用の場が多く、水田の経営規模一ヘクタール程度の稲作単作農家の兼業化が急速に進行しているほか、農業者の高齢化と農業後継者の減少という状況もみられ、これが地域農業に様々な影響を与えております。

こうしたことから、担い手農家を育成するための様々な取り組みが行われてきており、基盤整備等のハード事業に加え、農業者の組織づくり、リーダーの育成、農用地の利用増進等のソフト活動を主軸とした事業を推進するため、構造改善事業の実施地区内にある一七の集落に地域営農集団が設置され、担い手農家を中心に集落を単位とする営農活動が積極的に行われております。また、農協が事業主体となっており、前述の「農業振興センター」を設置し、同センター内には共同利用施設等の生産施設のほか「農業技術拠点施設」として農協営農部、農家の研修施設、土壌診断施設等が設置されております。

また、担い手農家の組織として「袋井市自立経営農家振興会」が組織され、知識技能を高めるべく同振興会内に専門部会を置き、担い手による自主的な運営が行われています。

次に、農地流動化対策の推進状況についてであります。同市においては、昭和四十六年に「農作業委託耕作事業」、昭和五十五年「農用地利用増進事業」、昭和六十三年「農地銀行活動事業」、平成二年「農地保有合理化促進事業」を発足させ、平成三年には農業生産法人「袋井農園」を設立するなど関係者が一丸となって地域ぐるみの流動化対策に取り組んでおります。

このうち農業生産法人（有限会社）袋井農園は、前記の農地保有合理化促進事業を活用した農地の利用調整の結果、その受け手として設立されたものであります。設立に当たっては、既存の大規模稲作農家との競合等の問題が取り上げられ、関係者の理解と納得を得るために足掛け三年、三〇回

にわたり会議を開いたとのことでありました。
平成四年度における当法人の事業実績は、借地による一四ヘクタールの稲作経営のほか、農作業受託として麦の刈取り六五ヘクタール及び水稲作付け二〇ヘクタール等を実施し、これを二人のオペレーターで運営しております。また、その経営収支は、農協等による補助がない場合を仮定すれば年間一五〇万円程度の赤字となっており、今後と事業規模の拡大を図り、独立採算のとれる経営形態に育成することが大きな課題になっているとの説明を受けました。

いずれにせよ、当地においては、担い手の減少と高齢化あるいは茶、メロン栽培農家の専作化等により農地の流動化が急速に進むことが想定されており、その受け手として、大規模農家のほか本法人の果たす役割が益々重要なものになるのではないかと印象を受けた次第であります。

なお、同市においては、現在、農用地利用増進事業等を活用して規模拡大を図った大規模稲作農家が一八戸存在しますが、平均借地率が約八〇パーセントと高いこと等が原因で、一戸当たりの平均筆数は七六を数え、今後一層の生産性の向上を図るためには更なる農地の利用調整の促進が喫緊の課題となっているとの説明を受けました。

次に、意見陳述を受けました大規模経営農家・農業経営士の乗松精二氏の意見を簡単に御紹介いたします。

同氏は、袋井市の北方に位置する豊岡村に在住し、水稲一九・七ヘクタールを作付けしておられますが、昭和四十四年に就農する以前は建設工務店に勤務していたいわゆる新規参入者であります。同氏の経営の内容とその特徴は、経営面積一九・七ヘクタールのすべてが借地であること、基幹労働力が一人であること、一〇アール当たり労働時間が六・四時間、六〇キログラム当たり生産費が一〇、八九〇円となっていること等先進的な経営を実践していることであります。

また、同氏が経営の中で最も力を入れているのは、いかに稲作の直接労働時間を短縮するかである

り、毎年、年度当初に綿密な作業計画を立て、品種や作業の組み合わせを行うほか、は場の移動時間のロスをなくするため水系ごとに作付けの順序を決めること等により、現在、年間労働時間を一、〇〇〇時間にまで短縮しているとのことでありました。

同氏からは、今後の課題として、集落における稲作の担い手が急速に減少していることに対処し、いかにして若い優秀な後継者を確保していくかが最大の課題であり、現在、後継者の育成とその組織化を図るとともに経営相談活動にも積極的に取り組んでいること、また、新政策で示された望ましい経営体の主たる従事者が他産業従事者並みの所得を確保できるようにするためには、単に農地を集積するだけの施策では足りず、規模の拡大に即応した経営内容の改善を図る指導の充実等が不可欠であるとする説明を受けました。

さらに同氏は、大型機械を自分で修理するなど、機械コストの低減に努めておられますが、大部分の大規模稲作農家は機械の減価償却費により経営が圧迫されており、国においても、その低減を図る施策を一層整備、拡充することが是非とも必要であるとする強い要請を受けました。

次に、メロン栽培農家である静岡県温室農業協同組合組合長の長瀬泰市氏からは、今後のメロン栽培の課題として、産地間競争の激化に対応した品質の向上をはじめ、コンピュータ制御システムの活用等により労働時間を大幅に短縮し、後継者が安定的に定着できる作業環境等を早急に整備すること、都市化に伴う土地需要の増大に対処し、作付け地の団地化を促進すること等が大きな課題となっており、国においてもその実現のための支援措置を講じられたいとする要請を受けました。

また、我が国初の金型研磨用の電解加工機の開発に成功した静岡製機株式会社農機事業部技術部長の宮武義邦氏からは、今回提出されている農業機械化促進法の改正案は、機械開発コストの軽減等を図るうえでは是非とも必要であり、実用化促進

事業の実施主体となる実用化促進会社に対する出資等には積極的に参加する旨の意思表示とともに、実用化促進会社の事業分野の拡大を図られたいとする要請を受けました。

以上が袋井市における実情調査の内容でありましたが、関係者が一丸となって地域農業の振興に取り組んでいる姿勢に強い感銘を受けるとともに、当市の農業が新農政推進の先駆的役割を果たすことを強く期待して参った次第であります。

次に、中山間地域として現地調査をいたしました森町は、静岡県の西部、周智郡の南部に位置し、面積は一三・八二平方キロメートル、人口は二万一、四五五人（平成四年十月現在）で、北部の山村、中部の農山村、南部の平地農村とに大別され、北部においては茶、南部では水稲、レタス、温室メロンなどが主要な作物となっております。

同町においては複合経営の小規模農家が多く、一戸当たりの平均耕作面積は約七五アールであります。農家戸数は一、四四〇戸で、最近が高齢化の進展等により専業農家の減少が著しい反面、経営耕地面積が二ヘクタール以上の農家戸数が徐々に増えつつあります。

森町の農業の特徴についてみれば、豊かな水と温暖な気候に恵まれ、数多くの特産物が生産されていることとあります。北部山間地域では、その気象、土壌が茶の生育に適合し、色、香り、味ともに良質の茶が生産され、明応年間（一四九二～一五〇一）に「遠州森の茶」として、全国にその名を知られるようになりました。以来、今日に至るまで山間地の基幹作物として重要な位置を占め、作付面積は五六一ヘクタール、粗生産額は一五億七〇〇万円となっております。

レタス栽培は、町の南部の太田川の沖積層である水田地帯に裏作として導入され、秋冬作として生産性や収益性にすぐれ、作付面積約二〇〇ヘクタール規模の全国的な産地となり、主に首都圏を中心に出荷されております。また、温室メロンは、冬季の乾燥や晴天日数の多い気象を背景に、

高度な施設園芸技術を伴って中遠地域を中心に生産されておりますが、森町も主要な産地の一翼を担っております。

次に、森町における山間地振興対策についてであります。

振興山村の地域指定を受けている三倉天方地区は同町の北部山間地に位置し、町総面積の六七・三パーセントを占めていますが、人口は町人口のわずか一五・二パーセントに過ぎない典型的な山村地域であります。土地の八七・七パーセントが林野で、河川沿いに集落が点在し、平坦地は少なく、耕地の割合はわずか二・五パーセントであります。

こうしたことから、昭和四十四年に振興山村の指定を受けて以来、振興山村農林漁業特別開発事業、山村地域農林漁業特別対策事業等により、経営の近代化、生産基盤の強化、生活環境の整備を行い、農林業の生産性の向上と地域格差の是正を図る施策が講じられており、現在は、第三期山村振興農林漁業対策事業として、狭い土地を有効に活用し、緑豊かな自然環境を保全しながら、農林業生産及び生活環境をより充実させ、地域全体の生産意欲の向上を図り、定住できる活力あふれた山村の形成に向け積極的な取り組みが行われております。

第三期対策事業の特徴は、地域の特産物である茶葉の一層の振興を図ることとしたこととあります。

従来当地域は、経営面積が零細であることから、少ない生産量で多くの収入をあげるための茶業形態として自園自製農家が主体であったのでありますが、生産者の高齢化や茶師の不足等により、現状では生産性の向上が期待できない状況に対処し、品質の改善及び加工経費の節減や省力化を図るため、自園自製工場や中小規模の共同工場を統廃合して、計画的に大規模な緑茶加工施設の整備を進めております。

こうした構想に沿って、平成元年には天方地区に天方茶農業協同組合が設立されるとともに、平

成三年には緑茶加工施設が整備され、天方茶のブランド確立を目指して組織的な活動が進められております。

関係者からは、本事業により、良質茶の大量生産による有利な販売をはじめ、生産者相互間の相互扶助や情報交換等が行われ、これが生産意欲の向上と地域の活性化に大きな役割を果たしているとの説明を受けました。

この他、第三期対策事業においては、茶栽培の生産性の向上を図るための農道等の整備を促進するとともに、地域の活性化を図るための地場産物直販所や多目的集會施設の設置を図ることとしております。

次に、今回の視察に当たり、森町における概要説明、意見交換の場となった「体験の里アクティ森」は、地域資源を活用し、都市と農村を結ぶ体験施設として設置されたものであります。

同施設は三倉天方地区の活性化を図るため、豊かな自然に親しみながら、陶芸、草木染等の体験ができる施設を整備することとし、平成元年より建設を進めてきたものであります。同施設の敷地面積は三・八ヘクタールであり、総事業費約十一億円をもって、陶芸体験センター、食体験ハウス、テニスコート、花木園、特産物販売加工体験施設、パターゴルフ場等が設置されております。平成四年度における体験施設の入場者数は一七万六、七〇〇人、うち体験者数は五万二〇〇人、食体験ハウス入場者は五万三、五〇〇人を数えたこととであります。

「アクティ森」の管理・運営につきましては、民間の資金、活力、人材等を導入した第三セクターで行うことが、収益を増加させ、地域への経済的波及効果を期待できるとの判断に基づき、平成四年十月に株式会社アクティ森が設立され、その出資比率は、町五〇パーセント、静岡伊勢丹二五パーセント、その他元商工会・農協等が二五パーセントとなっております。また、「アクティ森」の運営を中心にして、農産物加工グループや農業生産グループ員が構成員となつて、施設の運

営や地域農業振興、観光振興などの主体となる「天方地区体験の里振興会」が設立され、活動が開始されております。

同施設の設置により様々な効果が発生しておりますが、第一に、都市住民との交流の促進により地域の活力が増進したことがあげられております。すなわち、特産物販売施設や食体験ハウスで利用する農産物を通じて都市住民のニーズを把握し、これに基づき新規作物の導入を図ることと併せ、加工等により付加価値の高い農林産物を販売ができるなど、これが地域の活力の増進に大きな役割を果たしていることとあります。

第二に、地域住民の就業の場が拡大したことがあげられております。整備した施設の管理、運営のための就業の場が確保されただけでなく、都市住民との交流や地域農産物等の販売に関連した新たな就業機会が生まれ、特に農産物加工部門においては、地域の婦人により「あじさいグループ」が組織されるなど、農村婦人の就業の場としても大きく寄与しております。

第三に、同施設が地域の観光施設等のネットワークの拠点となったことがあげられております。森町には遠州の小京都と呼ばれる町並み、一、四〇〇年余の歴史をもつ小國神社、石松の墓のある大洞院、森山焼の窯元等多くの観光資源があり、「アクティ森」を拠点施設として、これらをネットワーク化することにより、より一層の集客が図られるようになったこととあります。

こうした施設の設置は、今回提出されている「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律案」に基づく施策の推進に当たり、その中心的な役割を果たすものと考えられ、今後、当施設がモデル的なものになるようその安定的発展を強く期待して参つた次第であります。

以上が現地調査の概要であります。我々は、今回の調査を通じて、地域農業の振興と地域の活性化に取り組んでおられる多くの方々に接し、その自助努力を助長するための施策の重要性について

思いを新たにした次第であります。

また、関係者からは、法案の早期成立とこれに基づき適切かつ重厚な施策を講ずることに対する強い要請を受けました。

最後になりましたが、今回の審査に当たり多大な御協力をいただきました静岡県、袋井市、森町をはじめ関係各位に対し深甚なる感謝の意を表しまして、御報告を終わります。